

令和7年度

予算要望書

東京都特別支援学校PTA連合会

事務局 東京都立大塚ろう学校

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨4-20-8

電話:03-3918-3347

ファクシミリ:03-3915-9844

目次

ごあいさつ

各障害種別重点要望項目

全障害種別共通の要望（部局別）

教育庁

福祉局

保健医療局

産業労働局

建設局

総務局

各障害種別の要望

盲学校

ろう学校

肢体不自由特別支援学校

知的障害特別支援学校

東京都知事

小池百合子様

東京都におかれましては、日頃より本連合会の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、都内特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）に在籍する幼児・児童・生徒に対し、日々、多大なる御尽力をいただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

特別支援学校に在籍する子どもたちは、一人ひとりがさまざまな個性を持っており、同時に抱える困難も多岐にわたります。その困難を改善・克服し、多様な個性を一人ひとりがよりよく伸ばすためには、適切な教育環境の整備や教職員との密接な連携が必要不可欠といえます。

将来にわたりすべての子どもが輝ける時代を作っていくためにも、私たち保護者は教育機関だけでなく、関係機関との連携をより一層深めていきたいと思っております。

東京都教育庁をはじめ、各関係各局の皆さまにおかれましては、私たち都民の生活を守り向上するために、日々さまざまな御対応をいただいておりますことを拝察し、深謝申し上げます。

子どもたちと保護者の願いを込めまして、令和7年度予算要望書を提出させていただきます。具体的な御検討と御支援の程、賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

令和6年7月吉日

東京都特別支援学校PTA連合会

会長 渡邊ひかる

障害種別重点要望

【盲学校】

教育庁

1 歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）資格のある教員の全校配置について

都立盲学校4校の各学部歩行訓練士資格のある教員の配置をお願いします。「歩行」に不安や困難をかかえる視覚障害のある児童・生徒が、生命にかかわる事故を回避し、安全かつ安心して一人で歩くことができる力を身に付ける事は自立に向け必要不可欠です。安全に歩行する力を学び、社会参加するためには幼少期からの指導の積み上げが重要です。盲学校の小中学部には各学部1名、卒業を控えた高等部には各学年に1名歩行訓練士資格のある教員の配置をぜひお願いします。

2 多様な児童・生徒を想定したICT端末配備などの拡充について

TOKYOスマート・スクール・プロジェクトでは、一人1台のモバイル端末を活用した学び方改革が進められていますが、視覚に障害がある児童・生徒がさまざまな学習場面で主体的に情報機器を活用するためには、まだまだ個別最適な補助機器／環境設定や、教員のICT活用指導力などが必要です。全ての児童・生徒がICTをフル活用しながら学習できる環境を整えるために、各校への個別ヒアリングの実施と、必要機器の配布及び教員に対する研修の実施などをお願いします。

3 視覚障害担当教員の配属と育成について

盲学校に在籍し視覚障害者への教育の経験を積んだ教員が他領域へ異動となることがありますが、視覚障害教育における知識やスキルを習得するには時間がかかり、かつ人材も希少であるため、個々の障害特性に合わせた指導が可能な専門性の高い教員の、盲学校への継続的な配属と育成を希望します。そのための教員配属のご配慮や、教員への研修を引き続きお願いします。

福祉局

4 通学における同行援護・移動支援制度の利用拡大について

都内区市町村で通学時に同行援護や移動支援制度を利用出来る自治体はごく僅かで、自治体により対応が異なります。視覚障害や重複障害のために一人通学が可能な児童・生徒は限られ、多くの家庭で登下校対応に困窮しています。全ての自治体で、通学にも制度の利用ができるよう、時間数や利用目的の拡大の働きかけをお願いします。また、利用申請が通っても、事業者により利用できる地域が限られていたり、人員不足のため利用を断られたりすることがあり、実際に利用できる制度となるよう、働きかけをお願いします。

令和6年度要望に対する東京都の回答

- 1 令和7年度新たな要望
- 2 令和7年度修正した要望

ICT機器購入費などの学校の教育活動に係る経費及び就学奨励費に関しては、今後も必要な経費を措置できるよう、引続き財政当局と調整してまいります。また都は、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、令和3年度中に、主に盲学校に対して、入出力支援装置等の整備を行いました。音声読み上げソフトやその他の装置等の増設については、必要性を踏まえて検討していきます。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課、総務部教育政策課

- 3 令和7年度新たな要望
- 4 令和7年度修正した要望

(同行援護の回答) 国の報酬告示において、同行援護サービス費は、「通年かつ長期にわたる外出」は算定できないとされています。一般的に、通学は「通年かつ長期にわたる外出」と考えられるため、同行援護で利用することはできませんが、都では障害者・障害児の支援にかか係る法や・制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするよう、引き続き、国に提案要求していきます。(移動支援事業の回答) 移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置付けられ、各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じて独自に支給内容を定めて実施しています。事業実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っております。また、区市町村の財政力により格差が生じないよう、十分な財政措置について、引き続き、国へ提案要求してまいります。<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

【ろう学校】

教育庁への要望

1. 常駐の手話通訳者・支援員の配置

- ①近隣他県のろう学校には、県職員の手話通訳士が常駐して、授業支援のほか聴覚に障害のある保護者・教職員の対応を行なっています。都立ろう学校においても都職員として採用した手話通訳士を常駐させてください。
- ②教科学習においては、各教科の学習内容や特色に応じた用語や表現があり、授業を進めていく上では、児童・生徒と教員とが意思疎通を図りながら、各教科の目標を達成していくという、教員として高い専門性が求められます。そのためには、教員の手話力の向上に向けた研修の充実と併せて、教科指導の専門性がある手話通訳士の養成制度を整備してください。
- ③教員に対する手話研修は、各ろう学校長の学校経営計画の下、計画・実施している状況です。その際、手話を習得している教職員や成人聴覚障害者が講師となることが多いため、内容・技量に差が生じやすい状況です。教員の手話の習得状況が不十分な場合、児童・生徒とのコミュニケーションに影響があります。教員が手話を習得できる環境をシステム化、均一化して、教職員はもとより、保護者も利用できるようにしてください。

2. 温暖化対策について

- ④校舎屋上にあるプールは日陰が少なく、気温や熱中症指数が上昇しやすい環境にあるため、プールが使用できない日があります。熱中症対策のためにも、プールの日よけスペースの増設をしてください。
- ⑤ろう学校の昇降口、廊下には空調設備がありません。登下校時の待機場所になる昇降口には可搬式のポータブルクーラーを置いてしのいでいますが、スポットクーラーは風の当たるところ以外は室温を上げてしまいます。冬季の暖房設備もありません。昇降口その他、可能であれば廊下にもエアコンを設置してください。

令和6年度要望に対する東京都の回答

1-① 令和7年度修正した要望

手話は、聴覚障害者の重要なコミュニケーション手段の一つであり、学校での手話を必要とする子供たち及びその家族等への支援は、重要であると認識しています。都立聴覚障害特別支援学校では、これまで式典や保護者会等に必要に応じて手話通訳を配置するなど対応してきましたが、手話言語条例の趣旨を踏まえ、一層の充実に努めてまいります。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

1-②③ 令和7年度新たな要望

2-④⑤ 令和7年度新たな要望

障害種別重点要望

【肢体不自由特別支援学校】

1. 教育庁 ICT機器を活用した教育の充実とDX化の推進

教員の負担となっているICT機器管理・運用業務を軽減するために、学校の規模や状況に応じたデジタルサポーターの増員をお願いします。ICT機器を活用した協働的な学びの更なる推進をお願いします。ICT機器を児童・生徒の卒業後の進路につながるような取り組みを推進してください。また、「学びのアップデート」について、障害種別での検索ができるようなポータルサイトの改善をご検討ください。一人一人に最適な学習の実施実現を引き続き促進してください。今後段階的に導入される「保護者コミュニケーションシステム」を利活用し、学校と保護者の連絡のデジタル化と併せ、保護者側が子供の学びをデータとして閲覧、管理可能となるような更なるDX化の構築を検討してください。

2. 教育庁 インクルーシブ教育理解における副籍交流と学校間交流の推進

「副籍交流例&アイデア集」の改訂版と併せ、肢体不自由児や医療的ケア児の交流例や地域指定校が負担なく取り入れられる好事例を、区市町村、保護者双方へ広く情報共有し、安心して直接交流を選択できるよう心のバリアフリー化を推進してください。また、地域指定校を対象とした都が主催する副籍交流の研修会や都教育委員会から直接人材を派遣して指導・相談等を提供する枠組みなどをご検討ください。学校間交流および共同学習について、従来の特別支援学校からの働きかけが、学校の規模や教員体制により難しい場合もあります。好事例の情報発信をお願いします。

3. 教育庁 学校卒業後における切れ目ない学びと生涯学習の充実

医療的ケア等重度の障害があっても、肢体不自由児は12年間の学校への安定的な通学と学びの保障を受けていると実感しています。未就学から就学する際の切れ目ない支援と同様に、生涯学習としてあらゆる学びを学校卒業後に得られるよう、福祉局と連携し、切れ目ない支援をお願いします。また、肢体不自由教育のプロである退職教職員等を活用したコーディネーターや新たな人材配置等、支援体制の構築を関係部局と連携して創出してください。また、学校・福祉の連携強化の促進をさらにお願います。

4. 福祉局 短期入所施設の拡充、多様な障害児の受け入れ体制について

受け入れ施設が遠方にしかない、人工呼吸器を装着していると入所できない等、地域格差があります。また、常時見守りが必要な児は、医療的ケアの有無にかかわらず受け入れ先が極端に少なくなります。誰もが住み慣れた地域で短期入所が利用できるようにしてください。受け入れ態勢を整えるための経済的支援と区市町村に対して整備促進の働きかけや、適切な人員配置をお願いします。親亡き後も安心して生活できるよう、受け入れ可能なグループホームの新設・増設をお願いします。保護者の予期せぬ病気が高齢化に対して速やかに居住支援のための機能が整備されるように、区市町村に指導と支援をお願いします。

5. 福祉局 災害時の支援

避難所に要配慮者、医療的ケア児・者が必要とする物資等の備蓄や整備を更に促進してください。速やかに避難ができる体制の構築、医療機器使用者の電源対策等、区市町村に働きかけをお願いします。また、都内どこで被災しても必要に応じた医療機関の受け入れや薬の供給がされるよう、体制を整えてください。また、個別避難計画書は、障害の特性や必要なケアを把握するうえで重要なものと考えます。区市町村の格差のない支援が受けられるための支援をお願いします。

6. 保健医療局 成人医療への移行について

移行期医療センターの更なる周知や、成人期を迎えても安心して暮らすための支援策、医療連携システムの構築の更なる推進をお願いします。

7. 都市整備局 ユニバーサルシート付きトイレ設置と表示の義務化

ユニバーサルシート設置を義務基準に加えてください。併せてユニバーサルシートの有無が一目でわかるよう案内表示の義務化を検討してください。東京都ホームページ「だれでも東京」コンテンツ内にもユニバーサルシートの有無について記載をお願いします。

8. 産業労働局 多様な働き方の推進

障害者雇用の周知啓発を進めてください。「TOKYO 障害者マッチング応援フェスタ」の周知、内容の充実とともに、継続した就労を実現できるよう支援事業の充実と若年層に対する支援の組み立てを積極的にお願います。

令和6年度要望に対する東京都の回答

1. 令和7年度修正した要望/都では、生徒が卒業後も福祉施設に円滑につなげていくため、学校生活支援シートや個別移行支援計画の活用を促しています。また、「とうきょうの情報教育」にICT機器を活用した様々な指導事例を掲載しています。例えば、視線入力装置の活用によって言語活動やコミュニケーションを充実させる事例や、デジタル教科書によって主体的に授業に取り組めるようになった事例を掲載しています。同様に「学びのアップデート」を定期的に配信し、好事例の周知を図っています。今後もデジタルサポーターからICTの活用事例などを収集し、全都立学校に展開していきます。なお、令和4年4月より統合型校務システムの段階的な導入を進めており、令和5年4月までに全校導入し、校務データの一元管理・蓄積を図っております。<令和6年度予算措置額>情報教育に関する啓発・指導19,549千円、学校のデジタル化を支える体制の強化3,080,814千円、統合型校務支援システム1,039,383千円
<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課、総務部教育政策課

2. 令和7年度修正した要望/都は、区市町村に対し平成26年3月に「副籍ガイドブック」、平成27年3月に「副籍交流例&アイデア集」配布し、副籍制度について周知を図っています。また、区市町村担当指導主事を対象とした連絡協議会を活用し、副籍制度の意義や実施方法、充実策等について周知し、必要な指導・助言を行っています。令和4年度には保護者等を対象とした調査を実施しました。調査結果については分析し、効果的な保護者等への普及啓発策の立案等、今後の対応策を検討するとともに、特別支援学級と通常の学級との交流事例を含め、新たな事例を収集し、「副籍ガイドブック」、「副籍交流事例&アイデア集」の改訂を行う予定です。<令和6年度予算措置額>副籍制度の充実に推進2,088千円<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育課

3. 令和7年度修正した要望/指定生活介護事業所における「生涯学習プログラムの実施」については、「創作的活動」の一環として実施することは可能と考えます。都としても事業者指定にあたっては、提出される事業計画書に記載されている内容について、実現可能な人員配置がなされているかどうか等について審査をするなど、既存事業者に対しても、指導監査の機会等を通じて必要な指導を実施してまいります。また、都教育委員会では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」を令和4年3月に策定し、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指し各施策に取り組みしています。今後も、福祉機関等、関係機関との適切な連携により、児童・生徒の教育の充実に取り組んでいきます。

指定生活介護事業所における「生涯学習プログラムの実施」については、「創作的活動」の一環として実施することは可能と考えます。都としても事業者指定にあたっては、提出される事業計画書に記載されている内容について、実現可能な人員配置がなされているかどうか等について審査をするなど、既存事業者に対しても、指導監査の機会等を通じて必要な指導を実施してまいります。また、都教育委員会では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」を令和4年3月に策定し、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指し各施策に取り組みしています。今後も、福祉機関等、関係機関との適切な連携により、児童・生徒の教育の充実に取り組んでいきます。

4. 令和7年度修正した要望/都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づき、障害児・者が身近な地域で短期入所を利用できるよう、令和3年度から令和5年度までの3年間で160名の定員増を目標として掲げ、整備を促進しています。目標の達成に向けては、整備費の特別助成、運営費の補助、短期入所を新設又は増設した場合の短期入所開設準備補助事業を行っています。<R6年度予算措置額>障害者通所施設等整備費補助（3か年）1,155,967千円、障害者施策推進区市町村包括補助事業10,000,000千円（内訳）短期入所開設準備経費等補助事業4,800千円 <所管部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

5. 令和6年度と同じ要望/都は、「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針」を作成し、区市町村の防災部門・福祉保健部門双方の担当者に周知しております。また、要配慮者の避難支援等について、令和3年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となるなど、強化が図られております。都では、要配慮者対策に取り組む区市町村を財政的に支援するとともに、毎年、区市町村の防災・福祉保健の担当者を対象として、「災害時要配慮者対策研修会」を開催し、個別避難計画作成に係る先進的な取組や好事例を紹介し共有しております。さらに、今年度は、区市町村の担当者向けに個別避難計画の作成・活用に係る手引きの作成を予定しており、引き続き区市町村の取組を支援してまいります。加えて、都は、区市町村と連携し、避難所避難者が被災後3日間に必要な物資を備蓄等により確保しています。そのうち要配慮者向けの物資を備蓄しており、区市町村の要請に応じて物資を迅速に輸送する体制の構築を図っています。<R6年度予算措置額>災害時要配慮者対策の推進11,803千円、地域福祉推進区市町村包括補助事業4,066,000千円（内訳）

<所管部課名>福祉局総務部総務課、福祉局生活福祉部企画課

6. 令和6年度と同じ要望/都では、小児期医療機関と成人期医療機関の連携促進や患者さんの自立支援の推進など、移行期医療支援に取り組んでおり、令和3年2月に小児総合医療センター内に「東京都移行期医療支援センター」を開設し、医療機関からの相談受付等を開始しました。令和3年8月からは患者相談受付を開始するとともに、医療従事者等を対象とした研修や症例検討会を行うなど、医療機関における支援体制の整備を進めるための取組を行っております。小児診療科と成人診療科間の連携支援、研修の実施などを通じて、移行期医療支援の充実に努めてまいります。<所管部課名>福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

7. 令和7年度新しい要望

8. 令和7年度修正した要望/社会のデジタル化の進展に伴い、近年分身ロボットを用いて重度の肢体不自由者でも自宅にいながら接客などを行えるような、新しい形の就業事例が生まれつつあります。都としても、新しい就業の形を推進していきたいと考えています。また、新しい働き方の1つとしてテレワークが挙げられますが、東京こと財団では「障害者雇用ナビゲート事業」において、障害者雇用におけるテレワークの導入支援を行っています。また、来年度から週10時間以上〜20時間未満の短時間での雇用も法定雇用率の算定に含まれることから、短時間雇用の企業のニーズや実態を把握しながら啓発を図って参ります。今後多様な働き方と、それに伴う環境整備や情報提供の支援など、引き続き行っていきたいと考えています。<令和6年度予算措置額>分身ロボットを活用した新たな働き方の支援事業（新規）92,188千円、障害者雇用就業総合推進事業187,131千円

<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

【知的障害特別支援学校】

1. 重度・重複学級の増設及び現状に応じた学級編制の実現

児童・生徒の実態に応じた学級編制ができるよう複数の障害種別だけでなく、障害の重い児童・生徒も対象とするよう国の基準緩和への更なる働きかけと、障害の多様化に応じた普通学級ならびに重度・重複学級編制について都独自の取り組みを早急にお願いします。

2. 教育施設と学習環境の整備

施設・設備の老朽化に伴う破損や不具合の整備、ならびに児童・生徒の実態に応じて学校生活が正常に機能できるよう、ユニバーサルデザインに則した教育環境実現の推進と、安全に教育活動が行える教室数及び、カームダウンのためのスペースを確保してください。

3. 児童・生徒の実態に合わせた教職員の配置

卒業後も含め、児童・生徒の教育や支援を担う教職員の専門性の更なる向上のため、早急に現在の教職員定数配置の基準を見直し、都独自の加配も含め、教職員の増員とサポート体制強化のための分業、人的配置を進めていただきますようお願いいたします。

4. 安全・安心を守るスクールバス運行

児童・生徒が安心して乗車できるよう、スクールバス安全運行支援員の早急な確保に向けた積極的な取り組みと、待遇面の再考を切に希望します。また、バス会社を選定する際に、乗務員の児童・生徒と接する資質についても、契約の際の条件に含めるよう検討していただき、学校と連携した乗務員への研修・指導の徹底をお願いします。

5. 放課後活動の充実と質と向上

手帳加算の制度を設けるなど、特別支援学校の児童・生徒が優先的に利用できるような仕組みを構築してください。また、事業所評価においては画一的な評価基準ではなく、障害特性に配慮し支援の質を考慮した、第三者評価などの仕組みを構築してください。

6. 緊急一時保護・短期入所の拡充

保護者や家族による日常の支援が緊急にできなくなった時のために、また自宅以外の環境で他者から支援を受け生活するという自立訓練のためにも、緊急一時保護や短期入所のできる、グループホーム等との複合的福祉施設の増設、ならびに更なる助成、緊急時に速やかな利用ができるよう手続きの簡素化をお願いします。

7. 卒業後の通所福祉サービスの増設

高等部での学びを活かせる進路選択を基本とし、昨今の多様性に富む障害特性と同様、既存概念にとらわれない通所施設の増設・拡充をお願いします。

8. 卒業後の余暇活動の充実

卒業後も障害の程度や有無にかかわらず、充実した余暇を過ごせるよう、身近で数が多い都立高等学校を会場とした、同行者も参加可能な公開講座の全校実施を希望します。また、既存の事業所が余暇活動事業に携われる特別助成による終了時間の延長、また、QOL向上のため民間施設の手帳割引や無償での利用が可能になるよう働きかけてください。

9. グループホームの増設

共生社会に向けて、中度・重度及び最重度の障害程度であっても通過型とならないグループホームを実現するため、事業経営状況を安定させることが重要です。都独自に基本サービス報酬のベースアップや土日祝日、入院時、帰宅時等の日中支援分の報酬について算定を拡充してください。また、夜間支援、重度障害者支援等の加算についても同様に拡張をお願いします。

10. 知的障害者雇用の促進と拡大

知的障害者の特性の理解不足はいまだ改善されておらず、職場での合理的配慮を含む支援に向けた環境整備が必要です。障害特性理解に精通した支援者の確保、関係機関同士の連携による適切な対応ができるような体制を支援強化事項とし、それらに伴う助成の再考と東京都において会計年度任用職員も含めた雇用機会の拡充をお願いします。

令和6年度要望に対する東京都の回答

- 令和7年度修正した要望/重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法で定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数入籍していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望しています。＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課
- 令和7年度修正した要望/学校施設については、日々、職員が施設・設備の安全性について確認を行っているほか、専門業者への委託により、消防設備・空調機・昇降機・受変電設備等の各種設備について定期的に点検を行うとともに、建物全体について建築基準法第12条で定める特殊建築物等定期調査を3年に1回実施し、点検において指摘された箇所等について、迅速に対応しています。また、施設・設備の改修については、学校からの意見・要望等も踏まえ、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。なお、緊急を要する修繕等については、学校と東京都教育支援機構で連携を図り、迅速に対応しています。今後とも、施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、改修に当たっては、国の施設整備指針等を踏まえ、適切に対応していきます。＜令和6年度予算措置額＞○特別支援学校の改修1,835,000千円＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課
- 令和7年度修正した要望/特別支援学校の教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。教職員定数については、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持の観点から、国の責任が大きいためと考へ、都は国に対して、特別支援学校の教職員定数を一層充実するよう要望しています。なお、都立知的障害特別支援学校では、自立活動等の指導を充実し、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、言語聴覚士や作業療法士等の外部専門家を導入し、教員と連携した指導体制を構築しています。＜所管部課名＞教育庁人事部門人事計画課
- 令和7年度修正した要望/スクールバス安全運行支援員については、順次配置を進めているところです。また、バス事業者の選定は、価格だけでなく、事業者の「安心・安全かつ安定的なスクールバス運行の履行能力」や「障害のある児童・生徒への対応に係るサービスの質」を評価する方式を原則としています。バス事業者に対する研修については、令和5年3月に研修を実施し、バス乗務員の障害理解、対応等に関して指導を行いました。また、通知等によりバス事業者へ随時注意喚起を行っております。知的障害特別支援学校の高等部においては、一人通学を原則としています。障害等の状況から一人通学が困難な生徒については、校長の判断で、スクールバス乗車を認めています。今後、一人通学の教育的効果を重視しながら、生徒一人一人の状況を把握しつつ、保護者の声を十分に聞き、通学方法を適切に判断してまいります。引き続き、スクールバスの安心・安全な運行に努めてまいります。＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課
- 令和7年度新しい要望 6. 令和7年度修正した要望 都は「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づき、短期入所については、令和3年度から令和5年度までの3年間で160名の定員増を目標として掲げて、整備を促進しています。都内の短期入所の定員は、令和4年度末で、1,329名となり、令和4年度までの2年間で、75名の増となっています。都は、短期入所の設置促進に向けて、整備費の設置者負担を軽減する特別助成のほか、国の報酬に上乗せした運営費の補助、短期入所の新設又は増設した場合の家賃借上げ費等を助成する短期入所開設準備等補助事業を行っています。＜R6年度予算措置額＞○障害者通所施設等整備費補助（3か年）1,155,967千円○障害者施策推進区市町村包括補助事業10,000,000千円（内訳）○短期入所開設準備等補助事業4,800千円＜所管部課名＞福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 地域生活支援課
- 令和7年度修正した要望/都は「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」において、特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、生活介護を含む日中活動の場の整備を促進しています。通所施設等について、令和5年度末までに5,000人増を目標とし、特に利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアに対応する施設整備などには、事業者が施設整備を行う場合、令和2年度から令和5年度までの3年間、本則の3/4補助に加え、設置者負担の2分の1の特別助成を実施します。＜R6年度予算措置額＞○障害者通所施設等整備費補助（3か年）1,155,967千円○障害者（児）施設整備費補助事業（障害者通所施設3か年）1,164,621千円＜所管部課名＞福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
- 令和7年度修正した要望/都では、障害がある青年・成人の障害者が、日中活動や就労後、障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、活動等を行う地域の確保や活動を行う事業に対して、「東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業」において、「青年・成人期の余暇活動支援事業」として、補助を実施しております。また、余暇活動に対する支援としては、国の地域生活支援事業における「日中一時支援事業」を活用することも可能です。地域生活支援事業の実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っておりますが、区市町村が当該事業を充実させるためには、国が十分な財政措置を行う必要があることから、引き続き財政措置について、国へ要望してまいります。今後、説明会等を通じて多くの区市町村で取組が進むよう働きかけていきます。＜R6年度予算措置額＞○障害者施策推進区市町村包括補助事業10,000,000千円（内訳）○障害者施策推進部地域生活支援課
- 令和7年度修正した要望 都では、「東京都障害者・障害児施策推進計画」の中で、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、グループホームについては、令和3年度から令和5年度までの3年間で2,500名の定員増を目標として掲げて、設置を促進しています。都内のグループホームの定員は、令和4年度末で、14,051名となり、令和4年度までの2年間で、2,175名の増となっています。目標の達成に向けて、引き続き、整備費の特別助成や都営地の減額貸付、都営住宅の活用他、国の報酬に上乗せした運営費の補助や、グループホームの新設または増設した場合の家賃借上げ費等を助成するグループホーム開設準備等補助事業を行っています。各地については、福祉施設の整備を進めるための施策の一つとして、都営住宅の高層化などで空いた用地を活用してグループホーム等の施設を整備する、「都営住宅活用による地域の福祉インフラ整備事業」を実施しており、住宅政策本部などから事業用地の情報提供を受けて、各区区市町村のニーズを踏まえながら実施しているところです。引き続き、関係部局及び区市町村と連携しながら事業を推進してまいります。また、サービス提供単位や運営規模が小さく、OJTが困難で、職員の確保に苦慮している障害者グループホームが多いことから、グループホーム事業者向けの研修を令和元年度から実施しており、グループホームの増加に伴い、毎年度、研修の規模を拡充しています。さらに、事故防止や危機管理のために管理者等のマネジメント層を対象に、令和3年度から管理者研修を実施し、人材の育成を支援しています。＜R6年度予算措置額＞○障害者通所施設等整備費補助（3か年）1,155,967千円○障害者施策推進区市町村包括補助事業10,000,000千円（内訳）○障害者グループホーム事業11,441,747千円（内訳）○グループホーム従事者人材育成支援事業38,673千円＜所管部課名＞福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 地域生活支援課
- 令和7年度修正した要望/東京都では、知的障害者の説明や雇用上の配慮事項等を紹介した「障害者雇用促進ハンドブック」を毎年度作成し、企業や就労支援機関、ハローワーク等に広く配布し、周知・啓蒙を図っています。また、「中小企業のための障害者雇用支援フェア」を毎年度実施し、障害者雇用に係る法制度や企業における雇用事例などを紹介し、障害者雇用の推進を図っています。加えて、「障害者雇用エクセレントカンパニー賞」として、障害者雇用の特色のある優れた取組を行う企業を表彰し、その努力と功績を讃えるとともに、工夫に富んだ様々な取組を事例集にまとめ、配布及びHPにて公開して、広く発信しているところです。さらに、企業と障害者の方のマッチングの場として、昨年度から新たに「TOKYO障害者マッチングフェア」を開催しております。今後とも、企業の障害者雇用の促進に努めてまいります。＜令和6年度予算措置額＞○重度障害者等の雇用対策2,934千円○企業に対する障害者雇用普及啓発事業44,650千円○TOKYO障害者マッチングフェア155,048千円＜所管部課名＞産業労働局雇用就業部就業推進課

障害種別共通の要望

1. 教育庁への要望

児童・生徒の実態に応じた重度・重複学級の増設

- ① 障害のある児童・生徒数は年々増加しており、障害の状態も多様化しています。それぞれの特性に応じた教育が受けられない状況が生じないよう、実態に見合った重度・重複学級の増設をお願いいたします。

教科用図書選定と活用の充実・改善

- ② 児童・生徒に配布されている教科用図書が、教育活動において、十分に活用されていない状況が散見されます。今後、さらに活用が進むデジタル教科書と併せて、それぞれの児童・生徒が特性に応じて、効果的に活用できる教科用図書の選定・活用の充実・改善をお願いします。

ICT機器を活用した教育の充実

- ③ 個に応じた学びの質の向上のためにも、障害のある児童・生徒のICT機器活用の好事例をより一層、分析するとともに、専門家と連携し、様々な障害特性に合わせたアプリの開発や、効果的な指導方法の検討及び周知を推進してください。
- ④ アプリやデジタル教科書等のICT機器の効果的な活用に向けて、教職員の活用能力を向上させるとともに、サポート体制のさらなる充実を強化してください。

専門スタッフの配置

- ⑤ 個に応じた教育（個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づく指導・支援）実現のためには、障害の状況に適切に対応した指導・支援が必要不可欠です。障害種別にかかわらず、すべての児童・生徒が必要な指導が受けられるよう、外部専門家（言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、公認心理師等）の配置及び巡回指導を引き続き推進してください。
- ⑥ 特別支援学校の専門性やセンター的機能を発揮するためには、特別支援教育コーディネーターの存在が必要不可欠です。そのためには、機能を安定して発揮するためにも兼務の解消をするなど、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上や役割の発揮に向けて、業務に専念できるよう環境づくりを進めてください。

令和6年度要望に対する東京都の回答

1 教育庁への要望

①令和7年度修正した要望

重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法の定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数在籍していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望しています。
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

②令和7年度修正した要望

使用する教科書について、特別支援学校知的障害者用の文部科学省著作教科書及び都教育委員会が調査研究を行い採択した一般図書（学校教育法附則9条本）の中から、各学校が、児童・生徒の実態に応じて教科書を選定しています。全都立特別支援学校を対象とした教育課程編成・実施・管理説明会において、文部科学省著作教科書を原則使用することを周知しています。引き続き、年間指導計画に使用する教科書を明記させて、系統的な指導がなされるように周知していきます。また、デジタル機器等を活用し、個別最適な学びができるようになるための指導方法や活用方法の開発も進めていきます。
<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課、管理課

③④令和7年度修正した要望

都では、平成29年度にデジタル機器の活用事例集を作成・配布し、デジタル機器の活用等について都立特別支援学校全校に周知しました。加えて、情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」にICT機器やアプリ等を活用した指導事例を掲載し、教員が適切な事例を参考にできるよう工夫するとともに、デジタル機器を活用した学習指導等を得意としている指導教諭による模範授業等の公開を通して、デジタル機器を活用した指導内容・方法、ノウハウの普及を進めています。また、ICT機器の利用をサポートするため、全校にデジタルサポーターを配置し、教員に対しては、サポーターによるデジタル活用の総合的な能力を高める研修を実施しています。さらに、各校のデジタルサポーターによる連絡会の実施やPT、OT等の外部専門家、自立活動担当教員との連携を強化することにより、デジタルサポーターが能力を最大限発揮できるよう支援しています。

<令和6年度予算措置額>

○情報教育に関する啓発・指導 総額 19,549千円

○学校のデジタル化を支える体制の強化 総額 2,926,704千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

総務部教育政策課

⑤令和6年度と同じ要望

都立特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実を図るため、外部専門家を活用することは有効です。各特別支援学校において、幼児・児童・生徒の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施するため、専門家からの指導・助言を教員が受けられる体制を整え、専門家との連携を適切に行うことで、専門家の積極的な活用を進めています。
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑥令和7年度修正した要望

都教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。また、都立高等学校等の特別支援教育コーディネーター育成事業を実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図っています。教員の配置に当たっては、異動要綱に基づき、学校経営計画を踏まえた校長の人事構想に配慮し、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。

<所管部課名>教育庁人事部人事計画課、職員課

指導部特別支援教育指導課

- ⑦ 障害のある児童・生徒数の増加や障害の多様化により、抱える悩みや問題も多様化しつつあります。本人だけでなく、保護者への助言や福祉関係期間への連携、また教職員へも様々な助言ができる、専門性を持ち合わせたスクールソーシャルワーカーの配置に関し、引き続き国に働きかけていただくようお願いいたします。また、国が動くまでの期間、都の事業として特別支援学校に対しスクールソーシャルワーカーやユースソーシャルワーカーなど、障害のある児童・生徒や特別支援教育に対して理解と専門性をもち合わせた人材を登用・配置してください。

教員の配置

- ⑧ 障害種別の特性に応じた高い専門性と資質をもった教員の採用と育成の充実に向けて、今後も取組の強化をお願いします。また、特別支援学校では、日常生活の指導において児童・生徒と同性の教員が介助を行う必要があり、その対応のために授業や作業を中断せざるを得ない状況も散見されます。特別支援学校の状況も踏まえ、適切に教員を配置していただくようお願いいたします。
- ⑨ 公立小中学校には既に配置されている支援員や補助員等について、特別支援学校にも引き続き配置してください。児童・生徒数の増加や障害の多様化、またICT機器の活用による指導方法の変化など、年々、教員への負担が増加しています。教員の負担を軽減し、授業研究や児童生徒の指導・支援に専念できるような環境づくりに今後も取り組むようにしてください。

施設・設備の充実

- ⑩ 特別支援教育におけるセンター校として機能するとともに、他の障害種の児童・生徒に対応するために、学校の施設・設備の見直しを積極的に行ってください。老朽化が目立つ施設・設備も散見されるため、積極的な施設・設備の現状把握も要望します。バリアフリー法、建築物バリアフリー条例に照らし合わせた施設の充実にあたり、既存校についても大規模改修を待たずに必要性の高いものから施設整備・環境整備を行ってください。
- ⑪ 災害用備蓄品について、児童・生徒の障害等の状態に合った備蓄の充実に向けて、引き続き取組の充実をお願いします。マンホールトイレなどの導入だけでなく、簡易トイレの配備やそれぞれの障害に合わせた備蓄品の見直しも進めてください。

⑦令和6年度と同じ要望

スクールカウンセラーの配置は、平成7年度から国の委託事業として開始してきました。この間、国の補助率が2分の1から3分の1に変更となるなど、都の負担が増加しています。令和4年度・5年度においては、都立特別支援学校においてスクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させるモデル事業を実施していきます。現状では、スクールカウンセラーの配置を特別支援学校へ拡充することは困難な状況ではありますが、今後の国の動向を注視するとともに、引き続き、補助率の見直し等についての財源支援を国に働きかけていきます。また、都教育委員会では、ユースソーシャルワーカーを採用し、不登校や中途退学などが特に顕著な都立学校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）に派遣するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて派遣し、就労や再就学に向けた支援を行っています。特別支援学校から要請があった場合にも要請に応じて、きめ細かく支援していきます。

<令和6年度予算措置額>

○スクールカウンセラーの配置（特別支援学校）49,058円

○YSW 511,534千円

<所管部課名>教育庁指導部指導企画課
地域教育支援部生涯学習課

⑧令和7年度修正した要望

教員の配置に当たっては、校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。今後とも、柔軟な対応を行うことにより、校長の学校経営を支援していきます。

<所管部課名>教育庁人事部選考課、職員課

⑨令和6年度と同じ要望

都立特別支援学校では、学校介護職員や外部専門家を配置し、教員と連携した専門的なアプローチによる教育の充実を図っています。今後も業務の効率化を図るとともに各専門家を有効に活用できるように推進していきます。

<所管部課名>教育庁人事部職員課

⑩令和6年度と同じ要望

都立特別支援学校の施設整備に際しては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（バリアフリー条例）に基づき整備を行っています

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑪令和6年度と同じ要望

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学校が福祉避難所や災害時帰宅支援ステーションとなる場合に備え、改築や大規模改修の際にマンホールトイレや非常用発電機・非常用通信設備を整備していきます。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

通学に関する充実（スクールバスの効率的活用）

- ⑫ 知的障害特別支援学校の大型バスについては、添乗員の複数配置の配慮をいただき感謝しております。今後も障害種や車両サイズに拘わらず、児童・生徒の実態に応じた添乗員の配置、確保をお願いします。また、児童・生徒が安心して乗車できるよう、引き続き乗務員への研修・指導も徹底してください。
- ⑬ 知的障害特別支援学校の児童・生徒数は年々増加しており、人数に見合ったバスの台数が新学期のスタート時に揃わない事態が問題視されています。足りない台数での登下校は、乗車人数が多すぎて、バス内でのトラブルが増え、学校生活にも支障をきたします。このような事態を解消するべく、バスの配車は引き続き必ず新学期に間に合うようにしてください。

通級指導学級の設置

- ⑭ 都立特別支援学校のセンター的機能による、都立高校の通級指導の支援に際しては、在校生の教育活動にも配慮し、予算支援など十分な配慮をしてください。今後も、対象となる生徒の増加が見込まれます。教職員の適切な配置基準も含め、検討を引き続き行ってください。

就労支援の充実

- ⑮ 就労支援を技術や能力、就業先の開拓にとどまるのではなく、人間性や規範、アサーティブな考え方など、心の教育にも引き続き力を注いでください。また、実際の就労支援の結果を活かし、更なる支援向上のために得たデータを活用してください。現状に満足することなく、子どもたちの未来のために活用できる就労支援の継続を求めます。

教育庁と福祉保健局・産業労働局が連携した就労支援

- ⑯ 卒業後、職場に定着できるよう特別支援学校でも3年程のフォローアップがありますが、適切な支援を受けられずに離職してしまうケースも多いです。地域の就労支援機関に加え、都立特別支援学校の卒業生が母校以外にも相談できる就労相談機関が必要不可欠です。そのため、相談できる機関の設置とアドバイザーの増員を希望します。今後、働き方が多様化される社会で、特別支援学校の卒業生が安心して職場に定着し続けられるよう、教育庁と福祉保健局・産業労働局とが連携した就労支援の仕組みを引き続き作ってください。

⑫令和6年度と同じ要望

バス事業者の選定は、価格だけでなく、事業者の「安心・安全かつ安定的なスクールバス運行の履行能力」や「障害のある児童・生徒への対応に係るサービスの質」を評価する方式を原則としています。バス事業者に対する研修については、令和5年3月に研修を実施し、バス乗務員の障害理解、対応等に関して指導を行いました。引き続き、スクールバスの安心・安全な運行に努めてまいります。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑬令和6年度と同じ要望

安定したバス配車に向けて、新たな契約手法の導入等に取り組んでいるところです。引き続き、必要台数の確保に努めてまいります。また、スクールバス安全運行支援員について、順次配置を進めているところです。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑭令和7年度修正した要望

都立高校（都立中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）では、令和3年度から、都独自の仕組みである、外部人材を活用した都立高校等における通級による指導を開始しています。都立高校における通級による指導を充実させていくためには、学校全体で発達障害教育を推進できる体制づくりや、都立高校における通級による指導を支援する仕組みづくりが必要です。そのため、令和4年度から、各都立高校等が発達障害教育を進める際に、専門的な知識やノウハウを有する都立特別支援学校と連携して対応できる仕組みを構築します。全校の拠点となる都立特別支援学校に、高い専門性と経験等を有する教員を配置するなどにより、各特別支援学校によるセンター的機能が適切に実施されるよう取り組んでいきます。教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。

<令和6年度予算措置額>

○高等学校における通級による指導の実施 273,062千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

人事部人事計画課

⑮令和6年度と同じ要望

都教育委員会では、全都立特別支援学校にキャリア教育の全体計画の作成を求め、児童・生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を重視したキャリア教育の充実に向けた支援を行っています。各都立特別支援学校では、この全体計画を踏まえながら、個別指導計画に基づき、幼児・児童・生徒一人一人の「できること」を生かした指導を行っています。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

⑯令和6年度と同じ要望

都立特別支援学校では、一人一人の生徒の卒業後の支援や役割を明確にするツールとして「個別移行支援計画」を作成し、関係する福祉・労働・医療等との連携を進めています。また、都教育委員会では、障害者雇用の経験者や福祉関係者、学識経験者などを「就労支援アドバイザー」として委嘱し、各校へ就労定着支援に関する助言を行うことで、専門性の向上を図っております。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

区市町村障害者就労支援センターのほか、障害者就業・生活支援センターでも、離職した又は離職のおそれのある障害者、定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行っています。支援の対象者には、特別支援学校の卒業生も含まれます。

<令和6年度予算措置額>

○障害者就業・生活支援センター事業：64,934千円

<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

都では、障害者の雇用上の配慮事項等を紹介した「障害者雇用促進ハンドブック」を毎年度作成して、企業や就労支援機関、ハローワーク等に広く配布し、周知・啓発を図っています。また、平成20年度より、教育庁・福祉局・産業労働局が連携し、企業向けの障害者雇用普及啓発セミナーを開催しています。さらに、企業と障害者の方のマッチングの場として、昨年度より「TOKYO障害者マッチング応援フェスタ」を開催しており、特別支援学校の生徒による実演や、教育庁・福祉局のブースも出展しております。今後とも、教育庁と福祉局、参道労働局が連携した就労支援に努めてまいります。

<令和6年度予算措置額>

○重度障害者等の雇用対策 2,934千円

○企業に対する障害者雇用普及啓発事業 44,650千円

○TOKYO障害者マッチング応援フェスタ 155,048千円

<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

教育内容・個別の支援計画の充実

- ⑰ 幼児・児童・生徒一人一人の実態に応じた教育内容の充実と、学齢期から卒業後までのスムーズな移行を図るためにも、学校および関係各機関との連携した個別の教育支援計画の作成と活用は重要です。更なる内容の充実などで、着実に連携が進むような働きかけをお願いします。

⑰令和6年度と同じ要望

区市町村教育委員会の就学相談担当者を対象とした説明会や、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会などを通して、難病や慢性疾患等の児童・生徒を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、一人一人の実態に応じた支援の目標や手だてを記載した学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成して、適切な指導や必要な支援を行うことの重要性を周知しています。今後も、これら説明会及び連絡協議会等により、各区市町村教育委員会に周知していきます。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

地域生活の基盤整備の充実

- ⑱ 文部科学省・厚生労働省を主管に、公立小中学校で実施されている、「放課後子どもプラン」等への障害児者の受け入れは進んでいないように感じます。障害のある児童・生徒の受け入れのための補助金で、各機関や施設に適切な人材を配置し、受け入れを促進してください。また障害に配慮されたプログラム開発等、自治体への働きかけを引き続きお願いします。

⑱令和6年度と同じ要望

放課後子供教室は、放課後等の学校の余裕教室等を活用し、地域の人々の協力により、子供たちに様々な体験活動等の機会を提供する取組です。全ての子供を対象として、特別支援学級の子供や発達障害の子供等も受け入れており、障害の有無にかかわらず放課後子供教室に参加できる体制を整えるため、都教育委員会は、障害を有する子供や特別な配慮を要する子供たちに対応する人材を配置するための人件費の補助を行っています。また、障害のある子供の受入を促進するため、補助金を通じた財政的支援のほか、各自治体の放課後子供教室所管課の担当者及び教室運営スタッフ等を対象として、障害理解等をテーマとする研修を実施して、区市町村の取組を支援しています。

<所管部課名>教育庁地域教育支援部生涯学習課

- ⑲ 副籍、特に直接交流の実施状況は、障害特性や学年が上がるにつれ、減少傾向にあります。交流の好事例を共有したり、オンラインの併用等も自治体に積極的に働きかけてください。また学校間交流なども、特定の学校とだけでなく、隣接区など様々な学校が特別支援学校と在籍する子どもたちを知る機会につなげてください。

⑲令和6年度と同じ要望

都教育委員会は、区市町村教育委員会に対し、平成26年3月に「副籍ガイドブック」及び平成27年3月に「副籍交流例&アイデア集」を配布し、担任教員、受け入れ先の教員、保護者、コーディネーター等のそれぞれの役割や実践事例を示し、副籍制度について周知を図っています。また、区市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡協議会等を活用して、副籍制度の意義や実施方法、充実策等について周知するとともに、必要な指導・助言を行っています。令和4年度には、副籍制度における保護者等を対象とした調査を実施しました。調査結果については分析し、効果的な保護者等への普及啓発策の立案等、今後の対応策を検討するとともに、特別支援学級と通常の学級との交流事例を含め、新たな事例を収集し、「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例&アイデア集」の改訂を行う予定です。

<令和6年度予算措置額>

○副籍制度の充実による交流活動の推進 2,088千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

GPS付き端末の配布

- ⑳ 障害のある児童・生徒は迷子になったりトラブルに巻き込まれたりする可能性が健常児と比べて高く、警察や学校からGPS付き端末を身につけるように言われます。また一人通学を始めると、その所在を保護者や支援者が正確に把握することができません。品川区など一部の自治体では、希望する区内在住児童に支給されているため、区別での対応ではなく、希望者に配布するよう自治体に働きかけてください。現在、配備されている小型端末（タグ）の導入拡充とともに、関連する制度を、より多くの保護者が知ることができる情報提供の場やサービスも整備してください。

⑳令和7年度修正した要望

令和4年度から、特別支援学校における校外活動等の実施中の所在確認を確実にするため、特別支援学校にGPS機能が付いた小型端末（タグ）を導入しております。また、令和元年度から、位置検索専用機器の費用を給付型奨学金の対象経費として追加しております。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

異なる障害種別の併置・併設校の条件整備を

- ㉑ 異なる障害種を併置・併設する特別支援学校において、養護教諭・栄養士・事務職員・技能職員は、適切な業務量から考え、児童・生徒数や学級数に応じた人員配置をしてください。副校長・主幹教諭の人員配置についても、学校規模や学校の形態、状況に即した人数とし、定数の見直しなども含め、円滑な業務が引き続き行えるようにしてください。

㉑令和6年度と同じ要望

教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により配置しています。異なる障害教育部門を併置する学校についても、学校の形態、状況等に応じて適切に教職員を配置しています。なお、都は国に対して、特別支援学校の養護教諭や副校長、事務職員等について、児童・生徒数等に応じた定数改善を行うよう提案要求をしています。

<所管部課名>教育庁人事事部人事計画課、総務部総務課

特別支援教育の生涯学習化

- ⑳ 文部科学省は、「特別支援教育の生涯学習化」を掲げ、平成29年度から障害者学習支援室を設置し、その普及に努めています。東京都においても、学校卒業後も障害のある人が継続的に学び続けることができるよう、学びの場が充実するような支援をしてください。また、それを支援する側の育成にも力を入れ、より共に成長できる環境の整備を行ってください。

不審者対策

- ㉓ 都立特別支援学校は全て機械警備となりました。しかし、学校によっては不審者などの侵入を発見できない構造の校舎も多く、通わせる保護者も不安を感じています。近年障害者を狙った犯罪等もあるため、不審者対策の更なる強化を求めます。施設改修による死角の解消、学童擁護員・ボランティアの活用など、それぞれの学校の事情に応じた不審者対策の一層の強化や実施をお願いします。

2 福祉局への要望

放課後活動の充実

- ① 学齢期の障害児にとって、放課後活動はなくてはならない存在です。施設は増加傾向にありますが、小規模で運営する心身障害児・者通所訓練施設・地域デイグループ事業施設などの継続発展のための移行支援をしてください。また、肢体不自由児や医療的ケアが必要な児童の受入れ拡充をお願いします。
- ② 放課後等デイサービスの充実によって、学齢期の障害児の下校後の時間の過ごし方は大きく変わり、また保護者は就労も可能となりました。しかし卒業後、福祉就労をすると、学齢期のような余暇支援はなくなり、家庭と事業所の往復のみとなるだけでなく、早い時間の帰宅となるために、保護者は転職または離職をせざるを得なくなります。放課後等デイサービスに類した卒業後の事業支援について、区市町村への働きかけと支援を継続してお願いします。

障害者自立支援法について

- ③ 区市町村の経済力の差が、サービスや利用者負担の地域間格差を大きくしています。地域間格差を解消するとともに、利用者サービスの向上をさらに図るよう指導及び補助金の増額の検討を引き続き行うようにしてください。

㉒令和6年度と同じ要望

都教育委員会では、障害のある方への生涯学習に関する取組として、都立特別支援学校における公開講座「障害者本人講座」及び「ボランティア養成講座」を実施しています。東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（素案）の中でも、共生社会の実現に向けて、これらの公開講座を継続する必要があると位置付けており、引き続き実施していきます。
<所管部課名>教育庁地域教育支援部生涯学習課

㉒令和6年度と同じ要望

特別支援学校における不審者対策については、機械警備による防犯カメラの設置や非常通報装置の設置などの対策を講じています。各学校の不審者対策につきましては、学校危機管理マニュアル等に基づき、適切に実施してまいります。
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

福祉局

①令和6年度と同じ要望

放課後等デイサービスの都内事業所数は、平成24年4月の119か所から、令和6年1月時点で1185か所まで増加しており、各地域において設置が進んでいるところです。都は、報酬単価の設定に当たっては、利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善することなどを国へ提案要求しています。また、重症心身障害児以外を対象とする事業所においても、医療的ケア児の受入れ状況等の実態を踏まえて、受入れが進むよう必要な支援策を講じることなど、引き続き国へ提案要求しています。さらに、令和4年度から、支援の質向上に取り組む放課後等デイサービス事業所に対し、補助を行うための予算を措置しています。重症心身障害児（者）通所施設の運営を支援するため、区市町村に対する重心通所施設の運営費の補助を実施しています。

<R6年度予算措置額>

○都型放課後等デイサービス事業 349,940千円
○障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000千円（内数）
○重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）167,998千円
<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

②令和6年度と同じ要望

都では、障害がある青年・成人の障害者が、日中活動や就労後に、障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、活動等を行う区市町村の事業に対して、「東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業」の「青年・成人期の余暇活動支援事業」として、補助を実施しております。また、余暇活動に対する支援としては、国の地域生活支援事業における「日中一時支援事業」を活用することも可能です。地域活動支援事業の実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っておりますが、区市町村が当該事業を充実させるためには、国が十分な財政措置を行う必要があることから、引き続き財政措置について、国へ要望してまいります。今後も、説明会等を通じて多くの区市町村で取組が進むように働きかけていきます。

<R6年度予算措置額>

○障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000千円（内数）
<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

③令和6年度と同じ要望

都は、総合支援法第2条2項に基づき、区市町村が行う自立支援給付支給事務等が適正かつ円滑に行われるよう、区市町村に対して助言を行うとともに、各区市町村の取組について情報提供しております。
<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

④ 行政サービス手続きの簡素化、充実を今後も押し進めてください。

◎緊急一時等、行政サービスは民間に比べ利用しにくく、実際に支援等が始まるまでに時間がかかります。緊急一時等に速やかに利用できるよう、手続き等の簡素化を引き続き行ってください。

◎緊急一時保護や学童保育の充実を引き続きお願いします。

◎通学に移動支援を使えるよう条件緩和と導入地域の拡大を働きかけてください。

地域生活を充実させるための支援体制確立

⑤ 安心した生活のためのアドバイスができる支援機関等は居住地域や市区町村によって格差が生まれているのが現状です。引き続きアドバイザー等支援員の派遣を行い、支援機関等の充実促進をお願いします。

⑥ 自立支援法により事業体系が大きく変更されましたが、新事業体系のみでなく補助金等の充実を引き続きお願いします。

⑦ 福祉施設職員の処遇を引き続き改善してください。現在の給与水準では経験豊富な職員や男性職員が定着しにくく、今後の人手不足が懸念されます。新たな求人をして、応募や就職につながりません。そもその理念や施設概念をご理解いただき、施設就労者への支援や処遇改善に力を注ぐようお願いします。

経済的給付の再考

⑧ 日々、住まいや日常生活の場等地域生活基盤の整備をしていただきとても感謝しております。しかし、社会全体での経済的負担は年々増えているのが現状です。そのため、引き続き各種手当の所得制限の緩和や見直し等、必要な物品に対する経済的給付の再考をお願い致します。

通所・入所・体験寮等各施設の確保・充実

⑨ 東京都障害者福祉計画のもとに様々な整備に取り組んでいただいておりますが、以下の点の促進を今年度も引き続き促進してください。

◎通所施設の増設（通所更生施設も含めて）

◎重度・重複者向け入所施設の確保

◎中・重度・重複障害者が利用可能な生活寮

◎医療的ケアを必要とする障害児・者の通所施設

◎学校を卒業後の余暇活動の場

④ 令和6年度と同じ要望

学童クラブについては、令和4年度から、区市町村が地域の実情を踏まえ策定した「学童クラブ待機児童対策計画」に基づき実施する施設整備や多様な取組を支援しています。さらに、令和6年度は、学童クラブにおける都独自の新たな運営基準による認証制度等を検討するとともに、効果検証のため先行実施を行う区市町村に必要な経費を補助するほか、業務日誌の作成等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置支援や、「東京都福祉サービス第三者評価」の受審を促進します。加えて、学童クラブにおけるデジタル化や、長期休業期間中に学童クラブで昼食提供を行う区市町村の取組を包括補助で支援します。移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置付けられ、各区市町村において実施内容を定めて実施しています。事業実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っており、区市町村の財政力により格差が生じないよう、十分な財政措置について、国に提案要求しており、引き続き国へ働きかけていきます。< R6 年度予算措置額 >
○学童クラブ事業費補助 9,171,996 千円
○学童クラブ整備費補助 471,336 千円
○認証学童クラブ制度の創設に向けた取組 98,002 千円
○子供家庭支援区市町村包括補助事業 6,094,000 千円（内数）
< 所管局課名 > 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

⑤ 令和6年度と同じ要望

都は、基幹相談支援センター未設置の区市町村への設置を促すだけでなく、既に設置されている基幹相談支援センターにおける相談支援体制の強化を支援するため、令和5年度から東京都相談支援体制整備事業の実施し、区市町村へのアドバイザーの派遣等により、基幹相談支援センター設置に向けた働きかけを行う等、相談支援体制の整備を支援しています。引き続き、相談支援体制の充実を努めてまいります。< R6 年度予算措置額 >
○東京都相談支援体制整備事業 23,260 千円
< 所管局課名 > 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

⑥ 令和6年度と同じ要望

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行に当たっては、実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、障害者（児）、その家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示するとともに、後年度負担を考慮した十分な財源を確保し、安定的な制度とするとともに、法施行に伴う経費について、十分な財源措置を講じるよう、国に提案要求しています。また、地域のニーズに応じたサービスを区市町村が実施する場合に、都は独自に「障害者施策推進区市町村包括補助事業」により区市町村に対して支援を行っています。< R6 年度予算措置額 >
○障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000 千円（内数）
< 所管局課名 > 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

⑦ 令和6年度と同じ要望

職員の人件費をはじめとする事業の運営に要する費用については、基本的に給付費でまかなわれべきであり、障害福祉サービスの報酬単価については、事業者が安定した事業運営を行うことができるよう設定される必要があると考えています。このため、都は国に対し、障害者を支える人材確保、良質なサービス提供のため、サービス全般にわたり基本的な報酬の改善を行うことなどを提案要求しています。また、都は、障害福祉人材の確保・育成・定着を図るため、障害福祉サービス事業所を運営する法人責任者や管理者等を対象として、職場環境の改善や人材マネジメント能力の向上に繋がる研修を行う「経営管理研修事業」や、障害福祉サービス事業所等で働く職員による介護福祉士や精神保健福祉士等の国家資格取得を支援する「現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業」を実施しています。< R6 年度予算措置額 >
○障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業 15,202 千円
○現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 19,909 千円
< 所管局課名 > 福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

⑧ 令和7年度修正した要望

所得保障は、基本的に国の役割と考えており、都は、年金、手当を一層充実すべく、他の自治体と連携し、国に要望しております。都としては、グループホームなどの地域居住の場や通所施設などの日中活動の場を重点的に整備するなど、障害者が地域で安心して暮らせるためのサービス基盤の整備を促進してまいります。< 所管局課名 > 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

⑨ 令和6年度と同じ要望

都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」において、特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、生活介護を含む日中活動の場やグループホーム等の整備を促進しています。通所施設等については、令和5年度末までに5,000人増を整備目標とし、特に利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアに対応する施設整備などには、事業者が施設整備を行う場合、令和2年度から令和5年度までの3年間、本則の3/4補助に加え、設置者負担の2分の1の特別助成を実施しています。グループホームについては、令和5年度末までに2,500人増を整備目標とし、令和3年度から令和5年度までの3年間、本則の3/4補助に加え、設置者負担の2分の1の特別助成を実施します。また、利用者の重度化・高齢化に対応する設備等の整備に対する加算を実施し、補助基準額を引き上げています。入所施設については、地域生活についての相談や体験機会・場の提供、緊急時の受入れなどの機能を有する地域生活支援拠点等について、各市区町村に少なくとも一つ整備する

ことを目標に掲げている。整備に要する経費については、国庫補助も活用しながら、都は補助を実施しています。しかし、この施設整備に関する国の予算については、近年厳しい状況が続いています。このため、都は国に対し「障害者（児）の地域生活基盤の整備促進のため、人口規模や地域の整備状況等を勘案した国庫補助制度にすること」を訴えているところです。障害者施設の整備に必要な財源を確保するよう、引き続き国に提案要求しています。また、都は、障害のある青年・成人の障害者が日中活動や就労後に、障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、活動等を行う事業について、障害者施策推進区市町村包括補助事業において「青年・成人期の余暇活動支援事業」を設け、区市町村の取組を支援しています。＜R6年度予算措置額＞

- 障害者（児）施設整備費補助
（障害者通所施設 33 か年）1,164,621 千円
- 障害者通所施設等整備費補助（33 か年）1,155,967 千円
- 障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000 千円（内数）
＜所管局部課名＞福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
地域生活支援課

保健医療局

①令和6年度と同じ要望

都は、障害児の家族の一時的な休養等のため、病院や重症心身障害児の入所施設などで、重症心身障害児を主な対象とする短期入所の体制整備を図っています。今年度からは、医療的ケア児に対応できる短期入所を拡充するため、病院のほか、医療機能を有する福祉施設などを対象として、福祉職の配置加算や医療的ケア児を受入れた実績に応じた日額加算、短期入所開設時に必要な人工呼吸器などの医療機器を整備するための補助など、都独自の加算や補助を新たに行っております。さらに、都内の医療機関等に対して、医療型短期入所の開設を促すため、民間の医療コンサルタントによる個別訪問や個別相談も実施し、事業実施を広く働きかけていきます。＜R6年度予算措置額＞

- 障害者（児）ショートステイ事業
（病床確保）143,820 千円
（短期入所開設支援）23,523 千円
（医療機器等整備費補助）126,000 千円
（受入促進員配置）185,172 千円
＜所管局部課名＞福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

②令和6年度と同じ要望

「東京都保健医療計画」では、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」の実現を目指し、4つの基本目標を掲げており、引き続き、地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実を図っていきます。

＜所管部課名＞保健医療局医療政策部医療政策課

③令和6年度と同じ要望

都立病院では、専門医を育成するための研修制度として「東京医師アカデミー」を運営しており、小児神経科に対応できる医師の育成に努めています。また、都立病院では、一般の医療機関では対応が困難な障害者との合併症医療や歯科医療等の障害者医療を「行政的医療」と位置づけ、提供しています。今後も、障害者医療を重点医療としている大塚病院や、小児医療の拠点となる小児総合医療センター等において、障害者医療に適切に対応していきます。移行期医療についても、多摩メディカル・キャンパス内での連携をはじめ、都立病院間やその他の医療機関と密接な連携を行いながら治療にあたります。

＜所管部課名＞保健医療局都立病院支援部法人調整課

産業労働局

①②③令和6年度と同じ要望

東京都では、「障害者雇用促進ハンドブック」の中で、「障害者に関する法律」という項目を設け、差別禁止や合理的配慮について分かりやすく記載し、障害のある方に安心して働いていただけるよう、企業に対し広く周知を図っています。また、東京しごと財団を通じて、初めて障害者の雇用を行う企業の人事労務担当者向けに、障害者雇用に必要な知識・情報・ノウハウを学んでいただく「障害者雇用実務講座」や、障害者雇用に関する好事例等の情報提供を行う「企業向けセミナー」、「職場体験実習」等の事業を実施しております。今後とも、企業の障害者雇用の促進に努めてまいります。

＜令和6年度予算措置額＞

- 重度障害者等の雇用対策 2,934 千円
 - 障害者雇用就業総合推進事業 187,131 千円
- ＜所管部課名＞産業労働局雇用就業部就業推進課

3. 保健医療局への要望

医療スタッフの養成と増員

- ① 医療スタッフや看護師不足により医療行為が必要な重度心身障害児・者のショートステイが難しい状況が続いております。引き続き看護師の育成や育児休職等から復帰しやすい環境の整備・支援をしてください。また、医療機関等に対する医療型短期入所の開設を促すための医療コンサルタントによる個別訪問や個別相談も大変助かっていますので、継続した支援を今後も宜しくお願いします。

居住地での医療の保障

- ② 種別に拘らない障害理解のある地域医療の充実・支援をお願いします。住み慣れた居住地において専門性の高い医療機関は必要不可欠といえます。今後もより良い生活のために、各医療機関の専門性の向上や充実をお願いします。
- ③ 今後も小児神経科医の育成や配置を推奨していただくとともに、小児総合医療センターにおいて多様な障害に対応できるようにしてください。また、小児対象年齢を超えた移行期医療についても継続して連携を行ってください。

4. 産業労働局への要望

障害者雇用の促進・拡大

- ① 障害状況の実態とニーズに応じた雇用促進のために、採用後の障害種別ごとの課題集約を確実に行っていただき、今後の雇用促進につながるよう取り組みをお願いします。
- ② 学校と連携した、企業への啓発、障害者雇用企業への助成内容の充実、障害者を雇用するNPO法人や個人事業主への助成拡大、雇用率達成の徹底の、働きかけをお願いします。
- ③ 引き続き公的機関での積極的な雇用の推進を指導し、現場実習当の受け入れ先を拡大してください。また、障害の特性はさまざま、一般的な就業形態では難しい方もいます。そのため、柔軟な働き方が選択できるよう企業への働きかけをしてください。

5. 建設局ほかへの要望

バリアフリー化の更なる促進

- ① バリアフリー法の施行に伴い、より良い環境整備がされてきていることに感謝申し上げます。しかし、障害の種類によりそれぞれ求めるものが異なっていることも事実です。実際の当事者から聞き取りを行い、当事者の意見を取り入れたバリアフリー化の更なる促進をお願いします。
- ② バリアフリー化が進んでいても、放置自転車等の違反によりそれらが機能しないことがあります。これらは警察の取り締まりだけでなく、都や市区町村も連携した長期的な取り組みとして対策を引き続きお願いします。

6. 総務局への要望

防災・福祉避難所の整備

- ① 福祉避難所を必要とする障害児・者の特性はさまざまです。いざという時に躊躇なく利用できるようにスペースの確保や、合理的配慮に基づく支援体制の整備をお願いします。
- ② 障害種別に関係なく、災害時は通学地域が広いために引き取りが困難になる可能性もあり、懸念事項となっています。また、兄弟が他学校へ在籍している家庭の場合、都立学校にも市区町村の福祉避難所の情報が確実に届くよう、今後も行政内でのシステム構築をお願いします。

建設局

①令和6年度と同じ要望

バリアフリー法において、区市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（マスタープラン）及び移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとされています。マスタープラン又は基本構想を作成する場合には、地域住民である高齢者、障害者等の意見を反映するための措置を講ずることが必要とされており、当事者の参加によって誰もが暮らしやすいまちづくりにつながることが期待されます。都は、区市町村に対する計画策定経費補助などの支援により、区市町村によるバリアフリー基本構想等のさらなる計画策定を促していきます。

<所管部課名>都市整備局都市基盤部交通企画課

都は、地域福祉推進区市町村包括補助事業によりバリアフリー改修する際には、住民点検を前提とすることを求めており、今後様々な地域で当事者参画の機会が増えるよう、区市町村等へ働きかけていきます。

<R6年度予算措置額>

○地域福祉推進区市町村包括補助事業 4,066,000千円（内数）

<所管局部課名>福祉局生活福祉部企画課

②令和6年度と同じ要望

放置自転車問題を広く都民に訴えるため、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者や商工関係団体等と相互に連携・協力した取組として、毎年10月下旬に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。キャンペーンの実施期間には、駅構内などのポスターの掲示やWebを活用した広報活動のほか、駅頭でのリーフレットの配布による普及活動を行い、都民に対し、駐車ルールの浸透を図っています。今後とも関係機関と連携協力し、放置自転車を減少させる取組を推進してまいります。

<令和6年度予算措置額> 放置自転車対策 10,900千円

<所管部課名>生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課

バリアフリーの通行環境を阻害する放置自転車・違法出店・違法駐車対策については、引き続き、違法行為に対する取締りを行うほか、関係機関と連携しながら各種対策を推進してまいります。

<所管庁部課>警視庁交通部交通規制課、駐車対策課

総務局

①②令和6年度と同じ要望

都は、障害児・者などの要配慮者が災害時に円滑に避難し、適切な支援を受けられるよう、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の効果的・効率的な作成や、福祉避難所の開設訓練などに取り組み区市町村を財政的に支援するとともに、毎年、区市町村の防災主管部署・福祉保健主管部署の担当者を対象として、「災害時要配慮者対策研修会」を開催し、個別避難計画作成等に係る先進的な取組や好事例を紹介し共有しております。

<所管局部課名>福祉局総務部総務課

各障害種別の要望

【盲学校】

教育庁

就学奨励費について

就学奨励費を毎年支給していただき、ありがとうございます。引き続き学校経費・学校給食費・就学奨励費の堅持をお願いします。

(文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲)

情報保障の環境整備について

①点字ディスプレイ(日常生活用具)購入費用の給付年齢について

点字ディスプレイ購入費用の給付年齢が、東京都でも「18歳以上」である自治体が多くあります。しかし実際は、高等部卒業後に進学先等で点字ディスプレイを使用するとしてもすぐに使いこなすことは難しく、中学部・高等部在学中に慣れておく必要があります。点字ディスプレイ購入費用の給付対象年齢を、中学部・高等部在学中を含む「学齢児以上」と変更するよう、働きかけをお願いします。

(八王子盲・文京盲・葛飾盲・久我山青光)

②生徒が主体的に活用できるICT環境の整備について

・音声や点字でPCを利用する生徒も使える一人1台端末の整備

入出力支援機器(スクリーンリーダーや点字ディスプレイ)が必要な生徒には、一人1台端末と合わせて支給するか、生徒が在学中は利用できるように学校に整備をお願いします。

・弱視生徒が校内で一人1台端末を利用するための支援機器の整備

弱視の生徒は大きな画面に目を近づけてパソコンを操作するため姿勢が悪くなり身体に負担がかかるため、補助機器(24インチ程度の液晶ディスプレイ、ディスプレイの固定アーム、タブレット端末の固定スタンド)が必要な生徒には端末と合わせて支給するか、授業で使用する14の教室すべてに補助機器の設置をお願いします。(文京盲)

③多様な児童・生徒を想定したICT端末配備の拡充/通信環境の整備について

点字ユーザーの児童・生徒には、iPadでの情報の取得に困難を抱えている児童・生徒が一定数います。点字活用には、支援機器(ブレイルメモ)が必要であり、デスクトップパソコンを増設する必要があります。また全児童・生徒のiPad使用を前提とした「ICTネットワーク」の廃止は、パソコン・ノートパソコンからの印刷(点字印刷も含む)が制限され、視覚障害のある児童・生徒の学習に支障が出るのが考えられます。ぜひ、見直し及び別手段の検討をお願いします。

(久我山青光)

④教科書について

点字使用者の教科書について、晴眼である保護者が家庭学習でも付き添うことができるように、点字版教科書だけでなく、墨字版教科書も希望に応じて配布できるようにお願いします。(八王子盲)

学校設備整備・更新について

①転落防止ネットの設置について

文京盲学校は地下2階・地上6階建ての免震構造のある校舎です。しかし、生徒が活動する階のベランダには安全ネットの設置がありません。また、地下の免震ピットにつながる開口部も多くあります。転落事故を防ぐために転落防止ネットの整備をぜひお願いします。(文京盲)

②全館空調の設置について

寄宿舎の居室等には、エアコンが設置されていますが、廊下は、冬は

令和6年度要望に対する東京都の回答

教育庁

令和6年度と同じ要望

学校の教育活動に係る経費及び就学奨励費に関しては、必要な経費を措置できるよう、引続き財政当局と調整してまいります。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

都は国のGIGAGIGAスクール構想の前倒しに伴い、令和3年度中に、主に盲学校に対して、入出力支援装置等の整備を行いました。音声読み上げソフトやその他の装置等の増設については、必要性等を踏まえて検討していきます。

<所管部課名>教育庁総務部教育政策課

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、教科書無償給与の対象となるのは、児童生徒の使用する教科書となっております。教科書を含む家庭学習に係る経費は、生活保護制度等により措置されています。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

葛飾盲学校の寄宿舎については、昨年度、浴室や脱衣所、トイレ、洗濯室、建具等の改修工事を全面的に実施をしたところですが、今後とも、施設・設備の改修については、学校からの意見・要望等も踏まえ、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施してまいります。なお、施設の全面的な工事にあたっては、工事期間中の対応など、多くの諸条件を解決する必要があり、相応の時間が必要とされます。

<令和6年度予算措置額>

○特別支援学校の造改修1,835,000千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

施設・設備の改修については、学校からの意見・要望等も踏まえ、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施してまいります。今後とも、危険性など優先度の高いものから計画的に実施してまいります。

<令和6年度予算措置額>

○特別支援学校の造改修1,835,000千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

令和4年度から、特別支援学校における校外活動等の実施中の所在確認を確実にするため、特別支援学校にGPS機能が付いた小型端末(タグ)を導入しております。また、令和元年度から、位置検索専用機器の費用を給付型奨学金の対象経費として追加しております。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

(スクールカウンセラー)

都教育委員会では、現在、スクールカウンセラーを都立ろう学校及び都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科設置校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るモデル事業を実施しています。令和6年度には、都立盲学校を配置校に加え、本事業の効果検証等を行い、スクールカウンセラーの配置について、検討してまいります。

(スクールソーシャルワーカー)

都教育委員会では、ユースソーシャルワーカーを採用し、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校(継続派遣校)に派遣するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて派遣し、就労や再就学に向けた支援を行っています。特別支援学校から要請があった場合にも要請に応じて、きめ細かく支援してまいります。

<令和6年度予算措置額>

○スクールカウンセラーの配置(特別支援学校)

49,058千円○YSW 511,534千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

地域教育支援部生涯学習課

都立特別支援学校の寄宿舎指導員については、配置数が定数を上回っている状況です。都立特別支援学校の寄宿舎指導員の採用・配置については、退職者数等の推移や過員解消の状況を見極めながら、適切に対応してまいります。

<所管部課名>教育庁人事部門人事計画課

都教育委員会は、教職員研修センターにおいて、特別支援教育の理解を深める研修を実施し、障害の状況に応じた支援・指導が行えるよう教員の専門性や指導力の向上を図っています。更に、各学校に外部専門家と連携するなどして、児童・生徒一人一人の障害や実態等に応じた指導の充実を図るよう指導・助言しています。また、令和3年3月に作成した指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」では、都立特別支援学校に対して、児童・生徒の障害の種類や程度に応じた指

とても寒く、夏はとても暑い状況です。廊下にはテレビコーナーがあり、舎生が集う場になっています。使用頻度が高く、また、体温調整が難しい舎生もあり、全館空調の設置をお願いします。(久我山青光)

③だれでもトイレの設置について

久我山青光学園には視覚障害だけでなく多様な障害を抱える幼児・児童・生徒と車イス利用者も在籍しています。車イス利用等を含むすべての人が安全で快適に使用できる「だれでもトイレ」の設置をお願いします。昨今問題となっているジェンダーレスもふまえて障害差別・性差別解消を身近なものとし、来校者も含め個々の状況に合わせた利用が出来ることを望みます。現状のトイレを大規模に改修し、必要な設備の設置を引き続きお願いします。(久我山青光)

④学校・寄宿舎の設備整備・更新について

本校の寄宿舎の設備について、これまでに適宜改修工事をしていただきありがとうございます。本校の校舎は築28年、寄宿舎は開舎から36年目を迎えました。現在の実態に合わせた設備への整備・更新をお願いします。(葛飾盲)

教職員等の配置について

①歩行訓練士の育成

本校では現在歩行訓練の資格を有する教員は在籍しておらず、保護者向けの歩行講習研修の機会や、個別で白杖選択や歩行に関する相談ができる教員がいない状況です。歩行訓練士の資格を取得するためには、大阪にある日本ライトハウスで視覚障害生活訓練等指導者養成課程を2年間受講しなければなりません。その為、教員には東京でも簡易に資格取得できる機会、また教員以外に専門職として歩行訓練士を雇用する環境の整備をお願いします。(久我山青光)

②盲学校に勤務する教職員の歩行訓練士資格取得に向けた制度の確立について

令和6年度現在、都立の盲学校に勤務する歩行訓練士の有資格者は3名しかいません。その内の1名が本校に在籍しておりますが、在籍期間6年の原則に従い数年後には転任してしまいます。現在東京都では自立活動(視覚障害)の教員募集が無く、盲学校から転出すると歩行訓練士の資格が活かせません。「歩行」に不安や困難をかかえる視覚障害の児童・生徒に歩行指導を行う教員の専門性向上の為、歩行訓練士の採用試験の実施、または在職しながら資格を取得できる研修制度の確立をお願いします。(文京盲)

③寄宿舎指導員の定数の見直しについて

今年度も昨年度に引き続き「寄宿舎指導員の新規採用試験」を行っていただきありがとうございます。今後も継続して実施いただけるようお願いします。盲学校の学区は全都であり、視覚障害のある児童・生徒の通学保障、学習保障、自立を促す観点から寄宿舎は必要不可欠です。指導員の配置は現状、基準を満たしているものの、舎生の障害の重度化や重複化が進み、夜間対応が必要な児童・生徒も多く入舎しています。このような観点から、寄宿舎指導員の定数の見直しを検討していただけるように働きかけていただきますようお願いします。(葛飾盲・久我山青光)

④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について

今年度、盲学校にもモデル事業としてスクールカウンセラーを配置いただきありがとうございます。盲学校には全盲・弱視・中途視覚障害など様々な状況の児童・生徒が在籍しています。見えない・見えづらい中で、現状・将来への不安、悩みや課題も多様であり心のケアを必要とする児童・生徒や教職員は少なくありません。引き続き、視覚障害に精通したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ユースソーシャルワーカーの配置をお願いします。(葛飾盲)

導の充実に向けて、外部専門家を活用した校内研修やOJTOJTの充実を図るよう周知しました。都教育委員会では、今後もこれらの指導資料等により、学校への指導・助言を行ってまいります。

<所管部課名>東京都教職員研修センター

都教育委員会では、従来より視覚障害者及び聴覚障害者向けの教養講座をそれぞれ開設し、様々な専門家を招いて講義を実施しております。さらに、上記の教養講座とは別に、視覚障害者音楽教室、聴覚障害者文章教室及びコミュニケーション教室を開設し、それぞれの領域で専門家を招いて学習の場を設けています。また、令和4年度には、企業やNPO等との連携・協働により、学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業として、区市町村の生涯学習主管課職員等を対象とした研修「障害者とアート(～インクルーシブな場づくりとは～)」を実施しました。今後とも、障害のある方に対し、教養を高め、健康を増進し、情操を豊かにするための生涯学習の場を提供してまいります。

<令和6年度予算措置額>〇9,787,787千円

<所管部課名>教育庁地域教育支援部生涯学習課

都市整備局

鉄道利用者の安全性確保のため、ホームドア整備を促進するには、鉄道事業者の積極的な取組が不可欠です。都は、事業者に対して整備を進めるよう積極的に働きかけを行うとともに、事業者の取組を支援するため、平成26年度から利用者10万人以上のJR及び私鉄駅を優先して、整備に対する補助を実施してきました。令和元年9月に、整備の更なる加速に向けて、駅周辺における特別支援学校などの立地状況などを考慮した「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめ、公表致しました。この考え方に基づき、令和2年度からホームドアの整備において、利用者10万人未満の駅にも補助を喚起しています。加えて、令和3年度、都は、鉄道事業者と「東京都におけるホームドア整備に関する検討会」を設置し、扉位置の異なる列車への各社の対応など、技術的な課題の解決に向けた取組事例をとりまとめ、令和4年度末に公表致しました。引き続き、鉄道事業者の積極的な取組を支援していきます。なお、文京盲学校最寄りのJR(中央総武緩行線)飯田橋駅においては、令和4年6月にホームドアが設置されました。久我山青光学園最寄りの京王(井の頭線)久我山駅は令和6年度中に整備予定と聞いています。

<令和6年度予算措置額>

〇ホームドア等整備促進事業955,162千円

<所管部課名>都市整備局都市基盤部交通企画課

福祉局

都では、「東京都障害者・障害児施策推進計画」の中で、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、日中活動の場や短期入所、グループホームの設置を促進しています。令和3年度から令和5年度までを対象年度とする、3か年プランにおいては、3年間で日中活動の場は、5,000人、短期入所は160人、グループホームは2,500の定員増を目標として掲げております。目標を達成するために、都では、日中活動の場の整備に係る経費の一部の補助を行うとともに、短期入所やグループホームの整備にあたっては、障害者通所施設等整備費補助事業において、令和3年度から令和5年度までの3年間、本則の3/4補助に加え、設置者負担を軽減するため、設置者負担の2分の1の特別助成を実施しているところ。<R6年度予算額>

〇障害者(児)施設整備費補助事業

(障害者通所施設33か年) 1,164,621千円

〇障害者通所施設等整備費補助

(33か年) 1,155,967千円

<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課・地域生活支援課

(同行援護の回答)

国の報酬告示において、同行援護サービス費は、「通年かつ長期にわたる外出」は算定できないとされています。一般的に、通学は「通年かつ長期にわたる外出」と考えられるため、同行援護で利用することはできませんが、都では障害者・障害児の支援にかか係る法や・制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするよう、引き続き、国に提案要求していきます。

(移動支援事業の回答)

移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置付けられ、各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じて独自に支給内容を定めて実施されています。事業実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っております。また、区市町村の財政力により格差が生じないよう、十分な財政措置について、引き続き、国へ提案要求してまいります。

<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

【ろう学校】

教育庁への要望

聴覚障害教育の専門性について

- ①聴覚障害のある教職員は、児童・生徒にとって、身近なロールモデルとして重要な存在であり、徐々に当該教職員の人数は増えていますが、教職員以外の聴覚障害者と関わる機会を充実させていくことも大切です。特に、幼児期は、生活言語や集団生活を身に付けるために大事な時期であるため、様々な立場の聴覚障害者と多く関わり機会を通じて、健やかな成長を促すことを要望します。
- ②聴覚障害教育においては、同じコミュニケーション手段を共有する集団での教育や障害特性に応じた専門的な指導や支援が重要であることは言うまでもありません。聴覚障害教育の専門性のある教員が減少しています。さらに、教員は、児童・生徒の指導の他に、センター的役割を担う業務や校内分掌など、業務量が多く、大変多忙です。このような状況を改善するためにも、教員の研修の充実とともに、教員の加配についても検討してください。
- ③専門性向上研修として、教職員と保護者が、聾の文化、デフフード（自分探し）、聾アイデンティティーについて学べる機会を提供してください。

キャリア教育の充実について

- ④ろう学校の生徒の卒業後の就労や生活の状況について、学校の進路支援部だけでは把握しにくい状況があります。キャリア教育の充実を進めていくためにも、重複障害のある生徒も含めて、東京都として、ろう学校卒業後の生徒の就労状況等を経年で把握し事例を提示するなど、情報収集・提供の充実を図ってください。
- ⑤進路専任教員が配置されている学校と、配置されない学校があります。配置のない学校は、年15時間ほどの外部講師予算で対応しています。全てのろう学校に進路専任教員の配置をお願いします。
- ⑥進路専任教員は高等部の学級数に応じて配置されます。ろう学校は学級数が少ないので加配がありません。障害の特色に配慮いただけますようお願いいたします。

放課後の居場所づくり・家庭支援について

- ⑦放課後、子どもが安心して過ごせる場所を提供してください。放課後等デイサービスなどは、聴覚障害の特性に応じた対応が難しい場合や、学校や自宅から遠い場合があり、活用しにくい状況です。ろう学校内に、聴覚障害のある児童・生徒に応じた環境や支援が最適化された場所の提供をお願いします。
- ⑧幼稚部幼児の居場所、放課後デイサービスのようなサービスを検討してください。

副籍交流について

- ⑨全都が通学区域のろう学校在校生にとって、継続的な副籍交流はお互いの理解に大変役立っています。しかし、手話通訳の派遣や送迎支援など受けられるサービスは自治体ごとに異なるため、副籍交流を実施する際のハードルになっている場合があります。全都一律ではなくとも、都内全域において、ある一定の支援が受けられるよう、取組の底上げしてください。

施設・設備に関する要望

- ⑩学校の入口がオートロックになるなど、不審者対応が充実してきたことは大変ありがたいことです。一方で、登下校の時間以外に来校した場合は、インターフォンを押した後の対応は音声のみになるため、聴覚障害のある保護者や来校者の場合、応答があったのか、オートロックが解錠されたのかが確認できません。液晶画面ではな

令和6年度要望に対する東京都の回答

教育庁への要望

①②③令和7年度修正した要望

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育コーディネーターに指名された幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の教員を対象に、校内委員会の効果的な運営、関係機関との連携、幼児・児童・生徒一人一人に対する指導内容・方法等の修得を図るため、特別支援教育コーディネーター研修を実施しています。また、都教育委員会は、教職員研修センターにおいて、特別支援教育の理解を深める研修を実施し、障害の状況に応じた支援・指導が行えるよう教員の専門性や指導力の向上を図っています。更に、各学校に外部専門家と連携するなどして、児童・生徒一人一人の障害や実態等に応じた指導の充実を図るよう指導・助言を行っています。また、令和3年3月に作成した指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」では、都立特別支援学校に対して、児童・生徒の障害の種類や程度に応じた指導の充実に向けて、外部専門家を活用した校内研修やOJTの充実を図るよう周知しました。都教育委員会では、今後もこれらの指導資料等により、学校への指導・助言を行ってまいります。教員の配置に当たっては、学校経営計画を踏まえた校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。

<所管部課名>東京都教職員研修センター

人事部職員課

教育庁指導部特別支援教育指導課

手話を必要とする者の意思疎通を行う権利を尊重する観点から、都立聴覚障害特別支援学校での教員等の手話技能の向上は重要であると認識しており、学校現場の実情を踏まえ、研修をしております。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

④⑤⑥令和7年度修正した要望

都教育委員会では、全都立特別支援学校にキャリア教育の全体計画の作成を求め、児童・生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を重視したキャリア教育の充実に向けた支援を行っています。各都立特別支援学校では、この全体計画を踏まえながら、個別指導計画に基づき、幼児・児童・児童・生徒一人一人の「できること」を生かした指導を行っています。今後も外部専門家等も活用しながら、自立と社会参加に向けて、キャリア教育の充実にも努めていきます。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

⑦⑧令和7年度修正した要望

障害児通所支援事業所は、令和5年10月現在、都内に1,932か所（児童発達支援センター53か所、児童発達支援事業701か所、放課後等デイサービス事業1,178か所）が設置されており、これまで着実に整備が進んでいます。また、令和4年度からは、都型放課後等デイサービス事業を開始し、利用希望に応じて19時までサービス提供できる体制を確保することや送迎できる体制を確保すること等の基準を満たし、サービスの質の向上に取り組む事業者を支援しています。さらに、難聴児を早期に発見し、療育や教育など、切れ目のない支援につなげるため、令和4年度に医師、言語聴覚士のほか、療育施設や教育機関の関係者などで構成する協議会を設置し、関係機関の連携を強化するほか、難聴児と保護者に対する相談や適切な情報提供を行う中核的機能について具体的に検討を進めていきます。

<R6予算措置額>

○都型放課後等デイサービス事業

【継続】 349,990千円

【増減理由】 要件見直しによる増

○聴覚障害児のための体制整備事業

【継続】 26,269千円

【増減理由】 2年目による減（初年度調弁の減）

<所管局部署課名>福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

⑨令和7年度新たな要望

⑩令和7年度新たな要望

くとも、ランプの設置など、視覚的に開錠が分かる設備となるよう、改善をお願いします。

⑪立川学園聴覚障害教育部門のスクールバスを充実させてください。

⑫老朽化した設備（体育館・トイレ等）の改修をしてください。

福祉局への要望

国への働きかけについて

①障害者手帳を交付する聴力の引き下げを要望します。

②障害者手帳のない子供に対する補聴器やイヤーマールドの助成の拡大を要望します。

③補装具（補聴器・イヤーマールド）値上げによる自己負担額の補助を要望します。

これらについて、都の事業として検討するとともに、国への働きかけを要望します。

④送迎ヘルパーの増員

就労している保護者が増えていることから、保護者による送迎が難しい状況があるため、手話ができる、または聴覚障害に理解のある送迎ヘルパーの配置を要望します。都が事業を進めていることは歓迎しますが、実施する事業者が足りないため、報酬の引き上げなど、事業者が参入しやすい環境を整備してください。

⑤障害者手帳のない聴覚障害児者への救済処置

障害者手帳のない聴覚障害児・者の場合、進路や就労への影響が大きい現状があります。また、補聴器を必要とする軽度難聴に対して補聴器購入時の補助がありません。手帳がなくとも医師の診断書により、進路や就労で手帳と同等の配慮が受けられるようにしてください。就労に際し、手帳がないがために聴こえる一般枠で肩を並べることがかなり厳しいです。

⑥医療機関への積極的な情報提供を

新生児聴覚スクリーニング検査を経て、聴覚障害があると診断された後、ろう学校や専門機関への紹介が十分ではない医療機関があります。検査を行う全ての医療機関において、東京都難聴児相談支援センターが紹介されるように働きかけをお願いします。

産業労働局への要望

①行政から企業への働きかけを

ろう学校から就職する場合、学校内の就労担当者が窓口となってインターン先や就労先を探します。しかし、教員と兼務のため、既に関係のある企業を中心に対応しているのが現状です。聴覚に障害のある生徒は、企業にとっては、高価な設備投資の必要もなく、少しの工夫と理解で一般的な仕事につける可能性が高いです。東京都として、各企業に対して、聴覚障害やろう学校について理解啓発を図っていただくと共に、インターンシップの取組の強化や、企業からの情報提供など、積極的に働きかけていただくようお願いいたします。

知事本局への要望

①東京都が主催する行事に参加しやすくしてほしい

各行事等における字幕提供や手話通訳士の派遣により、一定の情報は得ることができます。しかし、周囲の「笑い・騒めき・無音」や「言葉の間合い」は伝わりません。また、話者の「あれ、これ」などの言葉は字幕では伝わりません。より一層、聴覚障害児者が楽しめるような配慮をしてほしいです。

①令和7年度修正した要望

障害のある児童・生徒の通学は、将来の生活自立に備えて、可能限り一人通学を原則としていますが、一人通学への移行の配慮や通学に伴う付添者の負担を軽減することを目的にスクールバスを運行しています。聴覚障害特別支援学校については、最寄り駅から遠い学校にスクールバスを配車し、幼稚園及び小学部低学年の児童を優先的に乗車することとしています。今後も適切に運行していきます。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

②令和7年度新たな要望

福祉局への要望

①②③④令和7年度新たな要望

⑤令和7年度修正した要望

都では言語やコミュニケーションスキルの発達、基本的な生活習慣の習得、基礎学力の向上等に重要な乳幼児期、児童期の難聴児対象として発達支援を目的として中等度難聴児の補聴器購入助成を独自に実施しております。また、障害者総合支援法に基づく支援の対象とならない難聴児に対して、国として補聴器の購入費助成など適切な支援を行うよう、国に提案要求しています。

<令和6年度予算調整額>

○障害者施策推進区市町村包括補助事業

10,000,000千円（内数）

<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

⑥令和7年度新たな要望

産業労働局への要望

①令和7年度新たな要望

知事本局への要望

①令和7年度新たな要望

【肢体不自由特別支援学校】

教育庁

1. 医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育の充実

学校看護師のわかりやすい求人の工夫をお願いします。医療的ケア専用通学車両に同乗する看護師が不足しています。総合非常勤看護師だけでなく非常勤看護師も乗車していますが、週19時間の労働時間の縛りがあるため、学校から遠いコースの車両に乗ると下校時間まで勤務することができません。各学校における総合非常勤看護師の増員について都として更なる検討を進めていただきますようお願いいたします。病院が近くにある学校は少ないため、学校によっては緊急時の対応に不安があります。スムーズに医師と連携できるようなシステムを構築してください。

2 キャリア教育の更なる推進

肢体不自由特別支援学校ではキャリアパスポートが活用されていないのが現状です。経験豊かな退職教員の活用等により意思決定支援を行い、子供たちの思いを汲み取ったキャリアパスポートを小学部から作成し、キャリアパスポートも組み入れた個別の教育支援計画の推進を図ってください。また、教員の異動時等の業務負担軽減につながるよう、肢体不自由特別支援学校共通のキャリアパスポートの書式を整えてください。肢体不自由特別支援学校におけるキャリア教育について保護者の理解が進むよう、事例等を含めた情報を東京都のホームページに公開してください。

3 重度・重複学級の増設ときめ細やかな指導の継続

重度・重複障害のある子供たちへの教育を充実させるために、重度・重複学級数の増設を認めてもらえるよう、引き続き国への働きかけをお願いします。重度・重複障害のある児童・生徒にとって達成感や喜びを感じられる経験は社会へ出るための学びへとつながります。わずかな身体の動きも意思の表出であり意味のある反応です。ICT機器・AAC（補助代替コミュニケーション）を活用したきめ細やかな指導を継続するとともに、進級・進学に際しても実践されてきた指導の細やかな引き継ぎをお願いします。

4 個に応じた教育内容・指導の充実

子供たちの障害は多様化しており、肢体不自由だけでなく視知覚認知・視機能の弱さ等の課題や知的障害・発達障害を併せ有する児童・生徒が多くなっています。個別指導計画を生かし、各科目の目標や手立てに沿った指導を更に充実させていってください。

5 「スクールカウンセラー」の配置

必要な時にすぐに相談ができる環境にするために肢体不自由特別支援学校にも「スクールカウンセラー」の配置をお願いします。

6 教員・学校介護職員の負担軽減

令和5年度に各校に導入いただいたアシストスーツの活用促進や生活介護事業所等でも活用されている床走行リフトの各校配置等、教員や学校介護職員の身体的負担軽減策を更に推進し、生き生きと働ける環境を整えてください。

7 就職先の拡充

働くことへつなげるコーディネーターのような人材配置等、新たな支援の構築をお願いします。障害特性により1日7時間以上の勤務が難しい肢体不自由のある生徒や、働く能力があっても重度の肢体不自由でADLの自立が難しい生徒には厳しい条件です。国の施策に則り、チャレンジ雇用の勤務条件に時短勤務等を加えることを検討してください。一般企業に対する障害者雇用のモデルケースとなれるよう、東京都が率先して柔軟な勤務形態の実現を図ってください。

福祉局

1 重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスの支援の更なる充実

複雑なケアを必要とする医療的ケア児を受け入れられる事業所の数が不足しています。希望の日数を利用できないなどの地域格差を解消してください。外出が困難な重症心身障害児や医療的ケア児が利用可能な事業所が不足している地域において、居宅訪問型児童発達支援を併用して受けられるよう、サービス提供事業所の増加を検討してください。また地域の学童クラブへの看護師派遣や加配等の配置による運営支援を充実させ、重症心身障害児や医療的ケア児を地域で包括的に支援できる体制を整えてください。

教育庁

1. 令和7年度修正した要望／都教育委員会は、独自の配置基準に基づき、都立肢体不自由特別支援学校に常勤看護師を適切に配置しています。都立肢体不自由特別支援学校では、医療的ケア全般の管理を担う常勤看護師、常勤看護師を補佐する主任非常勤看護師、医療的ケアの主たる実施者である非常勤看護師など、それぞれが役割に基づき、教職員等と連携しながら、医療的ケアを実施できる体制を整備しています。また都は、保護者付添い期間を短縮するモデル事業を、令和3年度から、都立肢体不自由特別支援学校で実施し、令和5年度から全都立特別支援学校で本格実施することにより、付添い期間の短縮を図っています。宿泊学習の保護者付添いに関しては、その経費についてこれまで家庭の収入に応じて保護者負担が生じておりましたが、家庭の収入によらず全額を就学奨励費で負担するよう令和5年度から改善しました。<令和6年度予算措置額>1,157,512千円

<所管部課名>教育庁人事事計画課

都立学校教育部特別支援教育課

2. 令和7年度修正した要望／都教育委員会は、児童・生徒が特別活動を要として、各教科等の特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて高等部の卒業までを見据えた一貫性のある指導の充実を図るよう、都立特別支援学校に対し、指導・助言を行っています。さらに、キャリアパスポートを校種間で確実に引継ぎ、特に小中学校等からの入学や転学の際には本人及び保護者に趣旨及び提出について説明を行い、受領した際には適切に管理を行うよう、指導・助言を行っています。都教育委員会は東京労働局と連携し、キャリア教育理解推進セミナーを開催し、就労支援に関わる企業担当者に講話を依頼するなど、社会参加に向けて今から行える取組などについて、保護者への情報提供の機会を設けています。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

3. 令和6年度と同じ要望／重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法定める障害の程度に該当するかどうかについて、総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数に達していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望しています。都立特別支援学校には、児童・生徒等の障害の状態等に合わせた支援機器が導入されています。これらの支援機器をより効果的に使用できるようにするために、好事例の収集を行い、「教育課程編成・実施・管理説明会」などの機会を通して都立特別支援学校全校に周知共有することで、児童・生徒等の障害の状態等に合わせた一層効果的な使用を促していきます。<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課、指導部特別支援教育指導課

4. 令和7年度修正した要望／(個別指導計画) 都教育委員会は、知的障害・発達障害等を併せ有する児童・生徒の教育内容の充実に向けて、授業改善事例をまとめ指導資料を作成するとともに、指導・助言をしてきました。今後も引き続き取り組んでいくとともに、個別指導計画に基づき、一人一人の障害の状況や特性に応じた指導の充実に努めてまいります。(教科書)義務教育段階で使用する絵本等の一般図書については、都教育委員会が採択した一般図書の中から、各学校が学習グループ毎に教科書を選定しています。なお、一般図書は、定期的に都立特別支援学校に対し新規に追加する図書の有無の希望調査を行い、希望のあった図書は、都教育委員会において教科書として使用することが適当か否か調査研究を行っております。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課、管理課

5. 令和6年度と同じ要望／都教育委員会では、現在、スクールカウンセラーを都立ろう学校及び都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科設置校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るモデル事業を実施しています。令和6年度には、都立盲学校を配置校に加え、本事業の効果検証等を行い、スクールカウンセラーの配置について、検討してまいります。<令和6年度予算措置額>スクールカウンセラーの配置(特別支援学校)49,058千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

6. 令和7年度修正した要望／教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に算定しています。また、肢体不自由特別支援学校では、教員とのそれぞれの専門性を発揮しながら、連携、協働して指導を行うため、学校介護職員を必要数配置しています。さらに、教員の負担軽減のため、令和元年度から学部主任について、令和5年度からICTリーダーを担う教員について時数軽減の対象としています。都教育委員会では、教員の負担を軽減するため、平成30年度から小・中学校でスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を実施しています。特別支援学校については、働き方改革を推進してまいります。<令和6年度予算措置額>スクール・サポート・スタッフ配置支援事業3,771,075千円

<所管部課名>教育庁人事事計画課、職員課

7. 令和7年度と同じ要望／都教育委員会は、教員の負担を軽減するため、平成30年度から小・中学校でスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を実施しています。特別支援学校については、教員の時間外労働の状況を注視し、働き方改革を推進してまいります。教職員定数については、いわゆる標準法に基づく都の配置基準により適切に算定しています。都教育委員会では、負担の大きい校務を担う教員の負担軽減のため、令和元年度から、特別支援学校の学部主任の授業時数を軽減しています。

<所管部課名>教育庁人事事計画課、職員課

福祉局

1. 令和7年度修正した要望／都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、施設整備に係る設置者負担の特別助成を実施しており、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、未設置地域における整備費補助額を上乗せし、障害児の支援体制の構築を図っています。また、令和3年度から、重症心身障害児や医療的ケア児の放課後等支援の充実を図るため、区市町村に対する補助事業を実施しています。国に対しては、「主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者や障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善すること。」等を提案要求しています。引き続き国に対して働きかけを行っていきます。

<令和6年度予算措置額>障害児の放課後等支援事業75,998千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施設推進部施設サービス支援課

2. 令和6年度と同じ要望／都では「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、日中活動の場(通所施設等)やグループホームの整備を促進しています。重症心身障害児(者)の通所施設については、通所施設の設置促進、設置者負担を軽減するため、設置者負担の2分の1の特別助成を実施しています。さらに、グループホームの整備にあっても、障害者通所施設等整備費補助事業において、令和3年度から令和5年度までの3年間、設置者負担を軽減するため、利用者の重度化・高齢化に対応する設備等の整備に対する加算を実施し、

2 卒業後の進路

医療的ケアを必要とする生徒の人数に対して進路先が足りず、週5日の通所ができていないのが現状です。人工呼吸器を装着している生徒の受け入れ先がないこともあります。平等に支援が受けられるよう、週5日の通所確保と、施設の不足している地域への新設のための支援をお願いします。また、放課後等デイサービスから生活介護への通所に移行できる多機能型事業所増加のための働きかけや経済的支援をお願いします。在学中のキャリア教育を生かし、利用者の能力やニーズに合わせた生活介護での生産活動の充実のための経済的支援と人員配置、社会参加を意識できる支援をお願いします。就労能力のある多くの肢体不自由者は、介助者の職場同行や通勤時のヘルパー利用、テレワーク時間内の居宅介護の利用が不可欠です。重度障害者等就労支援特別事業の実施の周知を区市町村及び企業へ積極的に働きかけてください。

3 ICT機器を日常に活用するための環境整備

重症心身障害児は、視線入力装置、スイッチや固定具など個々の特性にあった機器を必要としています。放課後等デイサービスや家庭でも日常的にICT機器を活用していくために、日常生活用具給付等事業の支給決定に差がないよう、引き続き区市町村に働きかけをお願いします。卒業後もICT機器を日常に活用し、一人一人が豊かな生活を送るために、人材面も含めた環境設備をお願いします。また、移動が困難な子供たちの家庭へ訪問支援の実施をするなど、日常生活における活用がより一層進むよう、サポート体制を整えてください。

4 共生型サービス（地域共生社会の実現）

介護サービス事業所が共生型障害福祉サービス事業所にならっていくよう、都が主体となって更に働きかけをお願いします。事業者同士の交流を行い、障害者福祉サービス、介護サービスをお互いに知っていただく、制度の周知を強化する、障害福祉サービスから介護福祉サービスへの移行を行いやすくするなど、普及に向けての支援策をお願いします。

都市整備局

1 鉄道駅のさらなるバリアフリー化

すべての都営地下鉄駅にホームドアが設置されましたが、JR・私鉄においては未だ設置率が低いのが現状です。民間への普及・啓発をお願いします。また、各駅エレベーターの増設、拡充をお願いします。駅のバリアフリー化が進んでいるものの、車いす利用者にとってはまだ多くのバリアがあります。すべての人が円滑に移動できるよう更なる設備整備と心のバリアフリー啓発をお願いします。

2 リフト（スロープ）付き福祉車両に対応した駐車スペースの確保

車いす利用者用駐車スペースは多く設置されていますが、車両後部の乗降スペースが十分に確保されているとは言えない状況です。常時見守りが必要である子供たちの安心・安全の確保のためにも、奥行に関する項目をガイドラインの「遵守基準」に明記していただき、普及・啓発をお願いします。

産業労働局

1 就労に結び付く環境の整備

東京障害者職業能力開発校に肢体不自由特別支援学校を卒業する生徒が履修しやすいカリキュラムを増やしてください。その中で移動に困難さを抱えている多くの肢体不自由者が、在宅でのオンライン学習や訓練ができるよう取り組みを進めてください。また、障害者の就労サポートに取り組んでいる訓練校等において、肢体不自由者向けのビジネスマナーを学ぶ研修の機会をつくってください。より多くの肢体不自由者が能力を発揮できるよう、職業能力開発の更なる充実を図ってください。

2 雇用する側の負担の軽減

国の「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の区市町村負担について、区市町村負担分を都の予算で補う施策をお願いします。企業が申請すれば、通勤対策や就労中の介助等に対して障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の支給を受けることはできますが、上限額があり、また多額の助成金に対する申請にかかる煩雑な事務負担も多く存在します。雇用する側の費用負担・事務負担の軽減のため、東京都独自の補助・システム構築を進めてください。

3 肢体不自由児・者の保護者の雇用促進

肢体不自由児・者の保護者であっても、社会参加するために働く場所や機会を求めています。保護者のライフワークバランス向上のためにも、働き方の選択肢を増やす取り組みをお願いします。

基準額の引き上げを行っています。指定生活介護事業所における「生涯学習プログラムの実施」については、「創作的活動」の一環として実施することは可能と考えます。都としても事業者指定にあたっては、提出される事業計画書に記載の内容について、実現可能な人員配置について審査を行い、既存事業者に対しても、指導監査の機会等を通じて必要な指導を実施してまいります。重度障害者等の通所や職場等における支援については、都は国に対し、具体的な取組事例を収集・整理し、必要に応じて簡素化などの見直しを行うことなどを提案要求しています。また、都としても事業の説明資料（解説動画）を区市町村に周知し、事業の説明・周知を改めて行っていきます。引き続き、本事業の活用を促進するための働きかけを行ってまいります。＜令和6年度予算措置額＞障害者（児）施設整備費補助事業（障害者通所施設3か年）1,164,621千円 障害者通所施設等整備費補助（3か年）1,155,967千円 障害者施策推進区市町村包括補助事業 10,000,000千円（内訳）＜所管部課名＞福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

地域生活支援課
3. 令和6年度と同じ要望/都は福祉機器展に出展し、日常生活用具の給付対象となる最新機器等を展示やデジタル機器の活用事例セミナーを実施し、日常生活用具としての給付を後押ししています。東京都障害者IT地域支援センターでは、区市町村職員等障害者のデジタル技術支援に従事している方を対象に講習会を開催し、身近な地域での障害者のデジタル技術支援体制を強化を図っています。また、センターでは、障害のある方や家族等からの電話・FAX・メール又は来所による相談のほか、オンラインによる相談も行ってまいります。今後とも利用者のニーズや事業効果等を踏まえながら、適切に対応してまいります。＜R6年度予算措置額＞情報保障機器の普及促進事業 5,297千円 障害者デジタル技術支援総合基盤整備事業 10,556千円 <所管部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課・企画課
4. 令和6年度と同じ要望/（高齢分野）都は、「共生型サービス」が普及し、適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組みについて、必要な情報を提供してまいります。（障害分野）共生型サービスの制度は、人員配置や設備要件などの届出基準に特例を設けることにより、介護サービス事業者が障害福祉サービスを提供する際の要件が緩和され、近隣の介護サービス事業者が共生型障害福祉サービス事業所になることで、身近な場所でサービス提供が可能となります。都は、適宜、制度の周知を図るとともに、必要な障害福祉サービスを確保してまいります。 <所管部課名>福祉局高齢者施策推進部介護保険課
福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

都市整備局

1. 令和7年度修正した要望/都は、鉄道事業者に対して整備を進めるよう積極的働きかけを行うとともに、事業者の取組を支援するため、ホームドア及びエレベーター等の整備に対する補助を実施してきました。令和元年9月に、整備の更なる加速に向けて、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめ、公表致しました。この考え方に基づき、令和2年度から、ホームドアの整備においては1日当たりの利用者数10万人未満のJR・私鉄駅に、エレベーターの整備においてはJR・私鉄駅の複数ルート・乗換ルートの整備に補助の拡大・充実を図ったところです。車両とホームの段差・隙間解消に向けた取組については、国土交通省において検討会が行われ、令和元年8月にとりまとめが発表されたほか、同年10月に「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」において、段差や隙間の縮小に関する内容の追記・変更が行われていました。また、鉄道事業者の中には、車いすのまま乗降可能なドア位置を公表するなど、様々な取組が進められていると把握しています。引き続き、これらを踏まえた駅や車両等の整備が行われるよう、機会を捉えて鉄道事業者に働きかけていくとともに、鉄道事業者の積極的な取組を支援してまいります。＜令和6年度予算措置額＞ホームドア等整備促進事業 955,162千円、鉄道駅エレベーター等整備事業 4,514千円、障害者職業訓練 241,333千円 <所管部課名>都市整備局都市基盤部交通企画課
2. 令和7年度新しい要望

産業労働局

1. 令和7年度修正した要望/東京障害者職業能力開発校では、さまざまな障害をお持ちの方に対して、職業訓練を実施しております。実施科目については、訓練修了後の就業の受け皿となる業界等のニーズを踏まえ設定しております。特別支援学校等に在学中の方が卒業後引き続き職業訓練を受講できるよう、特別支援学校等に案内を差し上げております。また、東京障害者職業能力開発校で実施する訓練のほかに、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して多様な職業訓練を実施しております。東京しごと財団において、各種就業サポートを行っております。引き続き、肢体不自由者が能力開発校などで得た技術をいかせる雇用の創出を促進すると共に、企業側に対しては職場環境整備の推進や情報発信を進めてまいりたいと考えております。＜令和6年度予算措置額＞障害者雇用就業サポートデスク 34,588千円、障害者雇用就業サポートデスク（多摩）4,514千円、障害者職業訓練 241,333千円 <所管部課名＞産業労働局雇用就業部就業推進課、能力開発課
2. 令和7年度修正した要望/都では東京労働局と連携し障害者雇用の実態把握に努めると共に、職場定着率が低い企業には、「東京ジョブコーチ」などによる支援を通じて、立地や環境が問題となる場合は、個々の企業状況に応じて丁寧な対応を行うことで職場定着を促進し、障害者雇用の更なる推進を図ってまいります。また、東京しごと財団では、都内企業の人事担当者や受け入れ予定職場の社員に対し、障害者支援のノウハウが学べる養成講座を実施するとともに、一定の条件を満たした企業には奨励金を支給する「職場内障害者サポーター事業」を実施し、障害者雇用の導入アシストをしています。なお、法定雇用障害者数を超過して身体障害者等を雇用している事業主に対して支給する「障害者雇用調整金」の対応は、厚生労働省所管の「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」が担っております。事務手続きの簡素化については同機構に共有しておきます。＜令和6年度予算措置額＞東京ジョブコーチ支援事業 216,492千円、障害者雇用就業総合推進事業 187,131千円、職場内障害者サポーター事業 72,667千円 <所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課
3. 令和7年度修正した要望/東京都では、さまざまな事情により、就労に困難を抱える方に対する支援窓口として、東京しごとセンターに「専門サポートコーナー」を開設し、キャリアカウンセラーや臨床心理士などの専門スタッフがチームを組んで、個別の実情に応じた就労支援を行っています。また、東京しごとセンターホームページに「専門サポートコーナー」特設サイトを設置し、支援内容やセミナー・プログラムの案内をしているほか、各区市町村の障害者等関係機関や福祉関連団体等にリーフレットを送付する等の周知を行っており、引き続き都民の皆さまへの広報を実施してまいります。 <令和6年度予算措置額＞就労困難者特別支援事業 98,467千円 <所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

【知的障害特別支援学校】

教育庁

【都立学校教育部】

1. 学校教育法施行令に定める2つ以上の障害をもつ児童・生徒でも普通学級で指導が可能と判断され、普通学級に在籍している児童・生徒が増加しています。重度・重複学級の増設など、実態に即した学級編制をお願いします。
2. 校舎の老朽化にともなう天井の崩落、冷暖房施設の故障、及び依然として和式のままのトイレ等、命にかかわる不適切な環境に対する早急な改善をお願いします。
また、災害時を想定した改修、修繕について柔軟かつスピード感を持って対処してください。
3. 児童・生徒数の増加による教室不足は深刻です。柔軟な学校選択を可能にし、通学区域の早急な見直しをすることで、児童・生徒数の調整を行ってください。

【人事部】

1. 地域との連携や地域の学校との交流はお互いを「知る」ことが大切です。専任の特別支援教育コーディネーターの増員を図り、すべての特別支援学校に十分な人的配置及び、これらコーディネーターの相談部署の設置をお願いします。
2. 文部科学省は「特別支援教育の生涯学習化」を掲げています。東京都においても障害者が、学校卒業後も切れ目なく学ぶことができるよう、学ぶ機会の充実と支援をお願いします。更に、そのための支援員確保、資金助成もお願いします。

【指導部】

1. 副籍交流を意義あるものにするため、初めて副籍交流を行う保護者や小・中学校の先生向けに、交流の具体例や工夫を示したガイドブックを作成するなど、副籍制度の充実を図ってください。また、保護者以外の同行でも実施できるような制度の策定をお願いします。
2. 思春期になって慌てることのないよう、一人一人の成長と発達に合った性教育を、どの学校でも行ってください。保護者も我が子にどのように接したらよいか、悩んでいます。性教育の必要性和家庭の役割について、理解する機会を設けてください。

【地域教育支援部】

1. 青年期への成長段階にある生徒にとって、身体的・精神的な悩みは障害特性とあいまって複雑な側面を持っています。生徒へのケアだけでなく、保護者や教職員へのアドバイスも重要となるため、福祉的支援を担うスクールソーシャルワーカーの配置をお願いします。

【福祉保健局】

1. 福祉現場における慢性的な人材不足への対策として、職場定着が不可欠です。都主導で職場の連携を充実させるなど、働きやすい環境作りへのサポート、ならびに給与水準の引き上げをお願いします。

令和6年度要望に対する東京都の回答

教育庁

1. 令和7年度修正した要望

重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法の定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数に達していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望しています。
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

2. 令和7年度修正した要望

特別支援学校の施設・設備の改修については、学校からの意見・要望等も踏まえ、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。また、緊急を要する修繕等については、学校と東京都教育支援機構で連携を図り、迅速に対応しています。今後とも、施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、児童・生徒の安全・安心の確保を最優先に、施設・設備の改修等に努めます。

<令和6年度予算措置額>〇特別支援学校の造改修 1,835,000千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

3. 令和7年度修正した要望

特別支援学校の施設整備については、「東京都特別支援教育推進計画」に基づき、学校の新設や校舎の増改修をはじめとして、多様な方法を用いて教育環境の改善や必要教室数整備を進めています。引き続き、全般的な学校配置のバランスなどを勘案した上で、学校の新設、増改修を検討し、必要教室数の整備を図っていきます。

<令和6年度予算措置額>〇特別支援学校の造改修 1,835,000千円

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

1. 令和7年度修正した要望

特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。

<所管部課名>教育庁人事部人事計画課

2. 令和7年度新たな要望

1. 令和7年度修正した要望

都教育委員会は、区市町村教育委員会に対し、平成26年3月に「副籍ガイドブック」及び平成27年3月に「副籍交流例&アイデア集」を配布し、担任教員、受け入れ先の教員、保護者、コーディネーター等のそれぞれの役割や実践事例を示し、副籍制度について周知を図っています。また、区市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡協議会等を活用して、副籍制度の意義や実施方法、充実策等について周知するとともに、必要な指導・助言を行っています。令和4年度には、副籍制度における保護者等を対象とした調査を実施しました。調査結果については分析し、効果的な保護者等への普及啓発策の立案等、今後の対応策を検討するとともに、特別支援学級と通常の学級との交流事例を含め、新たな事例を収集し、「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例&アイデア集」の改訂を行う予定です。<令和6年度予算措置額>〇副籍制度の充実による交流活動の推進 2,088千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

2. 令和7年度新しい要望

1. 令和7年度修正した要望

都教育委員会では、現在、スクールカウンセラーを都立ろう学校及び都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科設置校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るモデル事業を実施しています。令和6年度には、都立盲学校を配置校に加え、本事業の効果検証等を行い、スクールカウンセラーの配置について、検討してまいります。<令和6年度予算措置額>〇スクールカウンセラーの配置(特別支援学校) 49,058千円

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導部

【福祉保健局】

1. 令和7年度修正した要望

職員の人件費をはじめとする事業の運営に要する費用については、基本的に給付費でまかなわれるべきであり、障害福祉サービスの報酬単価については、事業者が安定した事業運営を行うことができるよう設定される必要があると考えています。このため、都は国に対し、障害者を支える人材確保、良質なサービス提供のため、サービス全般にわたる基本的な報酬の改善を行うことなどを提案要求しています。また、都は、障害福祉人材の確保・育成・定着を図るため、障害福祉サービス事業所を運営する法人責任者や管理者等を対象として、職場環境の改善や人材マネジメント能力の向上に繋がる研修を行う「経営管理研修事業」や、障害福祉サービス事業所等で働く職員による介護福祉士や精神保健福祉士等の国家資格取得を支援する「現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業」を実施しています。引き続き、障害福祉人材の確保・育成・定着に向けて取り組んでいきます。

<R6年度予算措置額>

〇障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業 15,202千円

〇現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 19,909千円

<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

2. 令和7年度修正した要望

移動支援事業は、単独での外出が困難な障害者には必ず必要となるサービスであり、都は国に対し個別給付化を行うことを要望しています。

<所管局部課名>福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

3. 令和7年度修正した要望

障害児相談支援については、障害の疑いのある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関

2. 移動支援事業において、区市町村により支給決定基準やサービス内容に差があります。通学・通所などの定期的な生活訓練、余暇活動などの社会参加のための支援などがすべての自治体で利用ができるよう、都の事業として取り扱い、実現してください。
3. 幼少期から生涯を見据えた継続的な支援が必要にもかかわらず、利用可能な相談支援事業所が圧倒的に不足しているため、多くの保護者は不安を抱えています。希望する誰もが利用でき、新規参入と定着のための迅速な支援をお願いします。

【保健医療局】

1. 地域に知的・発達障害に理解のある医療機関が少なく、安心して受診することができません。都立病院が主導して障害特性の理解のもと、適切な医療を受けられるよう更なる働きかけをお願いします。
2. 東京都移行期医療支援センターの取組の資料によると、知的障害児・者への転科支援の優先順位が最も低いです。転科支援の優先順位が上がるよう、早急な対応をお願いします。また、東京都移行期医療支援センター主導で全都各地域に広げてください。
3. 障害年金申請書類の作成ができる医師を見つける必要がありますが、病院も医師も少なく困難です。また、見つけることができても、初めて受診することになるため不安も多いです。幼少期より受診しているかかりつけ医に申請書類の対応をしてもらえよう制度の見直しをお願いします。

【産業労働局】

1. 障害者法定雇用率の引き上げに伴い、企業の知的障害への理解啓発が今まで以上に必要です。生徒の個々の適性を把握し、障害特性に見合った対応をすることで就労の定着が可能となります。企業数に応じたジョブコーチの大幅な増員と、個々のニーズに合わせた支援体制の強化をお願いします。
2. 様々な分野で知的障害者の雇用の機会が広がるよう、企業への指導・啓発・インセンティブの付与、雇用促進の働きかけ、雇用機会の創出など、あらゆる手法による更なる支援をお願いします。

【総務局】

1. 大規模災害時・緊急時において、知的障害児・者が福祉避難所で安心して長時間過ごせる専用スペースが必要です。さらに、パニックや痙攣をおこしたときに利用できるようなカムダウンスペースを確保してください。また、列に並ぶことが困難な人が優先的に配給を受けられるよう、合理的配慮をお願いします。
2. 知的障害者の雇用機会が広がるよう職種の拡充を行い、都が積極的な雇用を進め、チャレンジ雇用、オフィスサポーターの更なる拡大・充実をお願いします。短時間勤務による雇用創出もお願いします。

をつなぐ中心となる役割を担っています。このため、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図るため、区市町村が関係機関との連携の下で、ライフステージに応じた支援体制を確保できるよう、相談支援専門員の養成・確保を着実に進めていきます。

<所管局課名>福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

【保健医療局】

1. 令和7年度修正した要望
医療機関に対しては、障害者差別解消法に基づく国のガイドラインを周知するとともに、都の病院管理の手引に、障害者への理解促進等に関する項目を設け、適切な運営を求めているところです。また、医療従事者に対しても、研修会の場を通じ、法や条例の趣旨などの周知を図っています。

<所管部課名>保健医療局医療政策部医療政策課

2. 令和7年度新しい要望
3. 令和7年度修正した要望

発達障害の適切な受診機会の確保を図ることを目的に「発達障害の診断（診察）を行う医療機関」についての情報を、「発達障害者支援ハンドブック2020」及び都のホームページに掲載しているところです。今後も、診察可能な医療機関について調査し、情報提供を行っていきます。

<所管局課名>福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

【産業労働局】

1. 令和7年度修正した要望

都では、平成20年度から東京ジョブコーチ支援事業を実施し、障害者を雇用する中小企業等の現場へジョブコーチを派遣して職場定着を支援しています。東京ジョブコーチは、事業開始当初の60人から77人に増員し、定着支援の拡充・強化を図っています。令和元年度には東京ジョブコーチセンターを開設し、窓口での相談が可能になり、一層企業ごとのニーズに合わせた支援ができるようになりました。加えて、平成28年度から、企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と一緒に働く職場の社員を対象に、「職場内障害者サポーター養成講座」を実施しています。講座修了者が職場内障害者サポーターとして、職場の障害者を6か月間支援した場合は、奨励金を支給しています。令和2年度には、サポーター養成講座の定員を拡大し、多くのサポーターを養成するとともに、登録したサポーターの知識等をアップデートしていくために、アフターフォローアップ研修を開始しました。併せて、「障害者雇用促進ハンドブック」の中で、「障害者に関する法律」という項目を設け、差別禁止や合理的配慮について分かりやすく記載し、障害のある方に安心して働いていただけるよう、企業に対し広く周知を図っています。引き続き、就労定着につながる支援体制の強化や啓発に努めてまいります。

<令和6年度予算措置額>

- 東京ジョブコーチ支援事業 216,492千円
- 職場内障害者サポーター事業 72,667千円
- 重度障害者等の雇用対策 2,934千円

<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

2. 令和7年度新しい要望

【総務局】

1. 令和7年度修正した要望

都は、区市町村が地域の実情に応じて避難所運営の備えができるよう、「東京都避難所管理運営の指針」を作成し、区市町村における避難所マニュアルの作成、避難所の確保や指定、円滑な避難所運営の取組を支援しています。本指針では、避難生活に配慮を要する方への対応として、例えば、一般の避難所において、特別に配慮を必要とする方にも対応できる居場所として福祉避難スペースを設置することなども示しています。区市町村ではこうした事項を踏まえて、実際の避難所運営を行っているところであり、引き続き、区市町村における避難所の管理運営を支援していきます。

<令和6年度予算措置額> 0千円

<所管部課名>総務局総合防災部防災計画課

都は、「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針」を作成し、避難所における情報提供の方法など、災害時要配慮者の特徴を踏まえた支援策や、支援に当たって配慮すべき点を区市町村に周知しております。また、区市町村包括補助事業により、避難所等における要配慮者の生活支援体制を整備する区市町村を財政的に支援しております。

<所管局課名>福祉局総務部総務課

2. 令和7年度修正した要望

誰もが生き生きと活躍できる社会の実現のため、障害者の方々がその能力や適性に応じて働くことができるよう、東京都が率先して取り組むことは重要です。都では、知的障害者・精神障害者の就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就職の実現を図るため、福祉局と産業労働局で平成20年度からチャレンジ雇用事業を開始しており、令和2年度からは会計年度任用職員制度を活用し、福祉局、産業労働局において継続して実施しています。受入職場の拡大について、平成28年度から、福祉局の「東京チャレンジオフィス」にチャレンジ雇用職員の受入れを集約し、市内各局から様々な業務を受注し、幅広い経験を積むことができる形で、全庁的な取組として実施しております。「東京チャレンジオフィス」において、令和2年度より、1日6時間、7時間の勤務時間を設け、短時間から段階的に勤務時間を延ばすことを可能としています。また、都においては、昭和56年度より身体障害者を対象とした常勤職員の採用選考を実施しており、平成29年度選考からは知的障害者、精神障害者にも対象を拡大し、障害者雇用の門戸をさらに広げ、令和4年度選考では、知的障害者の方が1名、最終合格しております。さらに、平成30年度から、知的障害者を対象に、総務局において非常勤職員であるオフィスサポーターの採用を開始し、雇用の拡大に努めています。令和2年度より、非常勤職員から常勤職員へステップアップすることを可能とする新たな雇用の枠組みを創設し、一定の勤務実績のあるオフィスサポーターを対象に採用選考を実施したところであり、合格者は常勤職員（業務職）として、事務等の補助の業務に従事しております。今後も、障害者の方々が、その種別によらず、一人一人の特性や個性に応じて能力を発揮できるよう、積極的に取り組んでいきます。

<令和6年度予算措置額> 0千円

<所管部課名>総務局人事部門課・制度企画課

本要望書の内容は、東京都立ろう学校PTA連合会のホームページでご覧いただけます。電子データの必要な皆さまは、ホームページよりダウンロードをしてご利用ください。

URL <https://torou.org>

令和6年度事務局校一覧

東京都特別支援学校PTA連合会
東京都立ろう学校PTA連合会
東京都立大塚ろう学校
〒170-0002 東京都豊島区巢鴨4-20-8
TEL 03-3918-3347 / FAX 03-3915-9844

東京都立盲学校PTA連合会
東京都立久我山青光学園
〒157-0061 東京都世田谷区北烏山4-37-1
TEL 03-3300-6235 / FAX 03-3300-7136

東京都肢体不自由特別支援学校PTA連合会
東京都立村山特別支援学校
〒208-0012 東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1
TEL 042-564-2781 / FAX 042-564-3844

東京都知的障害特別支援学校PTA連合会
東京都立羽村特別支援学校
〒205-0011 東京都羽村市五ノ神319-1
TEL 042-554-0829 / FAX 042-555-3853

東京都病弱虚弱特別支援学校PTA連合会（活動休止）
東京都立光明学園（病弱部門）
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-38-27
TEL 03-3323-8421 / FAX 03-3327-8428